

監獄協會雜誌

第貳拾七卷
第十一號

明治二十一年五月創刊 每月一回 二十日發行

(十二月二十日發行)

監獄協會雜誌第二十七卷第十二號目次

○論 說……………(一頁)

○逃走と檢束……………

○假出獄制度の變遷概観(承第二十七卷第十一號)……………典獄 印南於菟吉

○司獄官と年齢(承第二十七卷第十一號)……………典獄 有馬四郎助

○統 計……………(二二頁)

○十月分入出監並月末人員表外三表……………(二九頁)

○雜 纂……………

○ヒュネル氏自殺論(承第二十七卷第九號)……………大原監獄 鈴木 生

○小田原分監に於ける二宮尊徳先生遺物展覽の狀況……………小田原分監 小田 原 生

○看守休憩室の三十分間……………硯 翠 堂 生

○觀察紀行……………硯 翠 堂 生

○國際刑法學會に對する訣別の辭法學士 吉田五郎譯……………(五五頁)

○寄 書……………(五五頁)

○盛岡監獄特設少年監に就て……………典獄 引 野 信 夫

○不肖少年に對する刑事政策(承第二十七卷第十號)……………日本犯罪學會會員 澤田順次郎

○保 護……………(七八頁)

○監獄衛生雜感(其十)……………金澤 實 樂 生

○岡山縣出獄人保護機關聯合會の通常會概況……………

○在郷軍人會館兒島支部の出獄人保護事業……………

○中津各宗教護會免因保護講演會ノ概況……………

○東洋佛教保護會の近況……………

○鹿兒島保護協會の一新例……………

○尾道保護會發會式……………

○彙 報……………(八五頁)

○受刑者の横死○物干繩を利用して逃走○留置場で絶死○瘰癧病患者の發生○便所窓より逃走○腸壁扶患者の發生○宮城監獄の火災○病監一時空屋となる○松山監獄西條分監の追用法會○徳島監獄入佛式○格助家の病死○休職官吏の俸給計算方の件○俸給減額の官吏退官死亡の場合に於ける俸給支給額○高等官官等俸給令第三十五條之轉任○司法省監獄公文……………(九〇頁)

○叙 任……………(九三頁)

○會 報……………

○監獄協會會報……………

○贈與金……………

○輔成會會報……………

○其後の加盟保護會及事務引繼等……………

監獄協會雜誌第貳拾七卷第十二號

論 說

逃走と檢束

嚴格堅實に檢束の施設及執行を爲すべきは監獄管理上に於ける最緊要務たり監獄が堅牢なる建造物を要する所以も又多數の職員を要する所以も畢竟皆此管理上の要務に基かざるはなし苟も檢束にして嚴格堅實ならずとせんか其弊の赴く所不紀律と爲り不秩序と爲り將又逃走脱獄と爲り爲に自由刑は其意義を滅却せられ社會民衆は刑罰の威力を疑ふに至らん然り而して檢束の弛張は固より監獄建造物の牢否と相關係する所尠からざれども當該官吏の執行如何は更に最大緊切の關係あるべし吾人は最近三年間の逃走者九十二名に就き逃走の動機手段等

を調査し今更の如く感に勝へざるものなき能はざるなり
 先づ所謂逃走の動機に就て之を検するに左の如し
 親を慕ふ爲め二、情婦を慕ふ爲め一、刑罰の苦痛を脱せん爲め六三、長期刑
 の處断を受け絶望せしもの一、獄内懲罰の苦痛に堪へざるもの二、一時の
 出来心一二、精神の異常に出たるもの一、計九十二名
 四人は一般に逃走の企圖を懷くものなりとの推定を前提として檢束上の施設を
 定め其執行を爲さざる可らざるは監獄學上の原則と爲す蓋し自由を欲するは一
 般の人情にして在監人と雖ども此人情より洩るゝ理由なきを以てなり即右の調
 査に因るも單純に刑罰の苦痛より脱せんごせしものゝみを以てするも其過半數
 を占むるありて能く檢束上の原理を證明せり或は謂はん是れ明確なる事理にし
 て常識を以て尙之を知得するに難からず何んぞ監獄學者の説明を待て後之を識
 らんやと然れども吾人は毎に目睹耳聞せる事物に對しては往々にして注意を散
 逸すること甚だ多し日夕囚人に接近するものは心自ら之に馴れ知らず識らず檢
 束上嚴密周到の注意を缺ぐに至る是れ人情の止むべからざる所以なりと雖ども

意外の失敗は屢々此邊より發生し來るを免れず豈に深く戒慎する所無くして可
 ならんや吾人は囚人移監の場合に於て屢押送狀其他の書類に逃走の虞ありと記
 載せるを見る其意蓋し特別の注意を促すにありて固より不可なしと雖ども若し
 夫れ文字上よりせは甚だ其當を失するものにあらずや何となれば逃走の虞あるも
 のは一般の囚人皆然らざるなきを以てなり試に從來の逃走者中に就き之を精査
 せんか其大多數は却て此特別記載あるものゝ以外に於て之を見るの事實あるべ
 し逃走の虞ありと思慮すれば自然に注意すること深くして却て失敗を醸成せざ
 るを得べければなり若し雪に文字の妥當ならざるのみとせば敢て之を云ふの要
 なしと雖ども斯る記載は人をして誤解を生せしむる恐れ無しとせず吾人は一層
 痛切の文字を以て檢束者の注意を喚起するの用意あるを希望せざるを得ざるな
 り吾人は更に逃走の手段方法に對して之を調査せんに

監房の錠を外せしもの六、手錠を外せしもの三、連鎖を切斷又は離脱せしもの
 五、戒具を解きたるに乗じたるもの三、戸扉に施錠なきに乗じたるもの一
 一、便所格子を破壊脱出したるもの三、汽車又は炊事場窓より脱出したるもの

の二、看守の虚に乗じたるもの三五、鋸小刀又は鉄等にて監房を破壊したるもの九、監房及工場の屋根より脱出したるもの二、護送者の後れたるに乗じたるもの一、進行中列伍より脱出したるもの一、暴風雨に乗じたるもの二、便器出入口より脱出したるもの一、混雜に紛れて逃走したるもの三、看守を欺きたるもの四、土間を掘りて脱出したるもの一、計九十二名

是に因て之を観るに戒護者の過失に原因せるもの甚だ多數なるを知る看守の虚に乗せしもの戸扉に施錠なきものは勿論其他の手段に至ても大概戒護者の過失に原因せざるはなし唯利器を以て監房を破壊せしは半ば建造物の堅牢ならざるに由る無きにあらずと雖ども利器の搬入は勿論破壊作業の間隙を得せしめたるは果して誰の咎なるか斯の如く詮し來れば逃走事故の殆んど全部は戒護者の過失に出づるか又は其過失の随伴せざるものあらずと謂ふも可なるべし然も是れ唯客觀的に逃走の原因を観察して爾く之を謂ふのみ若し更に主觀的に逃走の原因を観察すれば檢束の不確實なるは偶以て逃走の企圖を暗示せしに異ならざる結果を來すこと決して鮮しとせざるなり叙上逃走の動機に於て一時の出來心よ

り出たるものと云へるは暗に此場合たりしを證して餘あるべしフ・レ・ゼー・バ・氏曰はく囚人の逃走するや其逃走の企圖を起さしむる原因あり即此場合に乘せば逃走を爲し得べしと思慮せしむる機會是れなりと

惟ふに檢束の要は在監人をして重圍中に在る孤軍の如く雷に逸脱を僥倖し得べき機會なからしむべきのみならず其萬一を僥倖し得べき思念だに之を根絶せしむるにあり檢束の嚴格堅實なること斯の如くして始めて彼等をして整然たる秩序紀律の下に服従せしめ得べく嚴正なる日課に因る作業に勤勉努力せしめ得べく而して又一意専心改過歸善の域に達せしむるを得るに庶幾からんか或は謂はん監獄の位置構造に因りて之れが必行を期し難きものありと然れども監獄の位置構造に因れる缺點は必ずしも人力を以て之を補ふこと能はざるにあらざるべし監獄建築としては窮て不完全なる監獄にして其檢束紀律の整頓せるに因りて良監獄と稱せられしもの無きにあらずフ・レ・デル・ヒヤ監獄の典獄カシター氏は曾てデ・ラサント監獄を評してデ・ラサント監獄の他に優越せしは主として典獄其人の技術にありと云へり而して此批評は亞米利加に於て卓見として稱賛せられし所

とす吾人も亦其然るを信するものにして監獄當局に期待する所多からざるを得ざるなり

近時逃走事故稍多しとの報あるを聞き因て敢て之を言ふ

假出獄制度の變遷體様

(承第二十七卷第十一號)

典獄 印南 於菟 吉

刑期一年以上の合衆國政府の囚人は刑期三分一を経過し獄則を謹守したる者に於て法律に違反せず生活するを得べしとの相當の理由を具して請願ある時は監督局の議決を経て檢事長の承認を得たる後出獄するを得べし、而して右假出獄許可の權限を有する監督局は司法省監獄局長典獄及監獄醫より組織せらるるものとす、囚人の監督局に提示すべき書類は確固たる正業に従事すべき意見書若しくは相當名望ある友人保護者傭役主人の同意書等を添付するを要し、友人保護者は住居地の區裁判所判事郡吏員の證明したる者其他監督局の承認を経たる者ならざ

る可からず、斯の如く假出獄者の職業に就ては注意周到なる規定を設けて以て監督を加ふと雖も、而かも亦一面嚴格なる規定を以て拘束するの不利なる場合に處せんが爲め特例として囚人の職業上不適當なり若しくは一般の利益上相當の理由ありと監督局に於て認めたる時は職業に關する規定は特別の場合に於て適用せざることを得との規定を存せり

前述せる所の囚人出獄後保護の位地に立つべき友人は書面を以て囚人の爲めに傭役すべき若しくは職業を紹介すべき同意書を添付するを要し且職業怠慢放縱惡交其他假出獄條件に違反したる所行ある時は速かに之を監督局書記に通報するの義務を負い又本人提示の假出獄中の行狀報告に關し之が正否に就て裏書證明するの義務あるものとす

囚人出獄後職業を得る上に於て困難の事情あるは一般監獄家の何れも實驗する所なるを以て出獄前に當つて此點に意を用ゆる詳密なるは蓋し累犯を豫防する上に於て有効なるを信じて疑はず、一旦入監の不幸を見るや、曩日の親友變じて冷々路傍の人の如く親族亦之を遠ざけて家門に入れしめず、終に止むなく累犯の群

に投するか否らずんば幸に親友卿閭の之を迎ふるあるも融和の情を缺き疑慮の念を抱き自己よりして之と遠ざかり郷黨を去て浪々の身と成り犯罪の已むなきに至るの事情は沿ねく認識せらるゝ所なり、此場合に際し父兄知友の彼を保護するの一片確證は所謂神使の手にして彼の將來を祝福すべき重大なる資賜と謂はざる可からず、無職業は百惡の禍根なり、衣食の資を得るは之に依つて利する所豈啻に其資たるのみならむや獨立發奮の志を生じ受刑の爲めに受けたる總べての損害を補償して餘りあり、之に加ふるに朋友親戚の温情を以て迎合するありて再び家庭の人と爲り堅き契鎖の内に加へらるゝあらば其心焉んぞ能く離脱するを得んや、朋友と職業此二者は相互協力して能く犯罪の強敵に對抗するを得べきなり

尙其規定に曰く假出獄者は毎月左の事項を典獄に報告せざる可からず

(一) 其月中に於ての一般行狀及社交種類

(二) 傭主の氏名

(三) 職業の性質

- (四) 其月中傭役に従事したる日數
- (五) 其月中傭役に従事せざる日數
- (六) 傭役に従事せざりし理由
- (七) 其月中稼ぎたる賃銀高
- (八) 其月中受取りたる金高
- (九) 其月中費消したる金高
- (十) 宿所宛名
- (十一) 翌月の宿所宛名

以上の報告表は監督局備付の印刷紙に記入せしめ假出獄者自身の自署を要するのみならず引受人たる朋友親戚の豫め當人の行狀等に就て十二分の注意を以て精確に査覈討査したる所のものと比較し之が正否を證明せざる可からず、若し之が爲めに不正格の事項を報告し或は注意粗漏なりとの過失あるときは假出獄條件に違背したるものと看做さるべし、故に斯の如く責任を負ふたる者の精密なる調査報告は實に假出獄者の能く條件を遵守するや否やを決する唯一資料たるも

のどす

而して假出獄者の遵守すべき條件としては其期間中酒店に出入す可からず且又何れの場所にても飲酒するを禁じ惡評判ある者と交際するを許さず尙自身としては飽迄も正直勤勉を以て職業に従事し品性を慎む所あるべく決して法律に違反し自由の行動を採る勿れと謂ふの條件に過ぎず
 検事長は右假出獄許否を決する以前に當つて區裁判所検事に對し囚人の犯行及性質に就て更に調査報告を爲さしめ且該事件官廳に關する時は當該官廳に對し一應の意見を照會し以て參考資料に供するものとす

以上は規程の概要を説明したる者なりと雖も施行後九月間の成績に就ての報告を聞くに六百七十四人の囚人自ら之を請求し内四百四十人拒斥せられ其他の二百三十四人は監督局の議に付せられ内二十七人のみ検事長の承認を経て假出獄の恩典に浴せりと謂ふ亦以て其調査の粗雑ならざりしと且意を用ゆる深きものあるを想像するを得べきなり二十七人の内一人のみ條件に違反したる者あるに過ぎず彼の如く自由を重んじ尤難粗大なる米國に在て此着實なる運用と周到な

る規程を存するは一奇と謂ふべきに似たり故に掲げて以て此兩極端の制度行はるゝあるを示す讀者若し夫れ前述不定期刑の場合に於ける假出獄制度と參照し如何に徑庭の存する大なるものあるかを知り得べきなり
 之を要するに假出獄制度の起原は殖民經濟政策に拘始し獄制と融和契合し以て各國の民性に適合したる體様と成つて自然的發展を遂げつゝあるものなり獨り假出獄制度のみと謂はず懲役刑の名の存する所何れも皆之を一國の經濟的に利用せんとする觀念の爲めに發軔せる所尠なからず獄制と經濟政策との兩々密邇夫れ斯の如く一方のみに重視偏局しては到底健全なる發達を遂ぐる所以のものに非ざるを諒得するに難からず流刑の弊害將たまた今日米國南部諸州に行はるゝ賃貸制度の弊害は其の餘りに經濟觀念に囚はるゝことの深く獄制の如何を度外視したる結果と觀るを得べく亦之に反して米國のホテル監獄と稱せられ豊富潤澤なる設備の在るありて千客萬來の款待を極むるが如きは却て經濟を度外視したる者にして之に依ても亦健全なる獄制の發達を期待す可からざるは論なきのみ常に我國の刑制殊に獄制を料理按排する所の當局の經濟に留意細心するは

誠に至當の事にして將來と雖も益々此點に向つて多大の注意を拂はざる可からざるは勿論にして、是れ決して今日の時局問題たる行政財政整理に關連して之を謂ふに非ず、時局の如何に變轉するも獄制其物より顧みて多費過費を要する所のものは其所に既に一種の病的作用あるを斷言するに憚からず、然りと雖も唯作業收入を多くし費用節約のみに醒瞋し他を顧みざるに至つては未だ以て獄制を談するに足らざる者なり、政黨員を擧げて以て典獄の要職に當らしめたる者の實例太平洋を隔て、彼岸の國に在り、初心の者之を以て一種の功名と爲さむも監獄管理は決して斯の如き單純なる業務には非ざるなり、今日の假出獄は敢て經濟觀念に依て之が施行を見るに至れりと謂ふには非ざるも國家必要の時變に際して之を運用するの適例間々之なきに非ず、尠なくとも社會公衆の利害を顧みて相當斟酌する所なかる可からざるや勿論なり、前述せる合衆國政府假出獄者二十七人に就て監督局に提出したる毎月の行狀報告に基き九月間に假出獄者の儲けたる金額を調査するに總計二萬千八百八十一弗四十仙に上ばれりと謂ふ二萬有餘の金額之を國家全體の上より打算するときは一の生産増加と爲り、若し之に反して之

を監獄内に拘置する時は以上の生産を得る能はざるのみならず寧ろ却て多額の國民負擔たるを免かれざるなり、假出獄は實に單純なる經濟問題として之を調査するも決して輕少なるものに非ざるべしと信す

英國に於ける階級制と連結せしめたる假出獄制若くは米國に於けるペロール制共に何れも歴史民性に基いて胚胎したる者なるが故に遽かに之が是非を評論するを得ずと雖も我國現行の制度は之に優るとも劣るなきを信じて疑はず、英米共に獄制としては階級制を採る所にして階級の最上層は則ち假出獄期なりとは彼等の信條とし且生命とする所なり標點を得ることの巧みなる者之を換言すれば最も能く獄則を謹守する所の者は即ち假出獄に相當したる者にして其實卑屈無氣力なる者は常に其選に入り、或は假出獄者たらしむるには如何はしき疑處ある者若くは犯罪の性質上恩典に浴せしめざるを可とすべき者等に對しても尙且標點を得たるを理由として假出獄期に入らしめざる可からず、監内の行狀を以て査定の唯一標準と爲すの不可なるは勿論、階級の弊實に茲に存する者にして、我刑法單に改悛の狀ありとの簡單なる文字を用ゐる詮衡範圍を廣くし、獄則を謹守し作業

に精勵云々の文字すら之を削除したるは、偶々以て能く其個人性格を鑑査し之に適合せしめむとの法意の存する所を知るべきなり、賞表を有するに非ずんば假出獄を許さずと謂ふに非ず、賞遇其物も一見階級制に似たるが如き觀ありと雖も實は予も亦當初之を模倣したる者ならむとの感を抱きたることありたるも、今日深く之を研究するに進んで、全く別種の處遇法なることを認識するに至れり、賞遇は所謂個別待遇の標準を示したる者にして階級に分類して之を處遇せむとの意には非ず、加之獄制の實際より之を顧みるも事實賞遇を以て階級的分類を企てたるの實例毫も之あるなし、由是觀之るも個別處遇は我獄制を支配する唯一の關鍵にして假出獄も亦之に基いて產出せられたる者ならざる可からず、其間彼我大に趣を異にするものあるを想ひ、我に在ては愈々益々之が特長を發揮し以て斯道の上に較著なる効績を擧げんことを切望せざるを得ず、尙此他英米二國には假出獄に似て非なる者一種の減刑法 (Commutation of Sentence, Good time Law) の存するあり其詳細は他日に譲り今は唯斯る者の存することを茲に附記して以て筆を擱せんと欲す

司獄官と年齢

(第二十七卷第十二號)

典獄 有馬 四郎 助

典獄の職務と其年齢との關係を観察するは、頗る興味ある問題にして、且つ頗る重要な問題也、而して如何なる年齢を以て、典獄に適當と爲す乎、今之を生理若くは心理の學理上より論評せんには、事甚だ面倒に涉り、餘り實際に其益なきを見るが故に、余輩は直ちに實驗上より之が所見を述ぶべし、蓋し是等は到底吾人の實驗に徴するの外、他に確實なる證據を得難しと信すれば也。

既に實驗に基くを以て寧ろ確實也とせば、余輩は即ち孔夫子の所謂「吾十有五にして學に志し、三十にして立ち、四十にして惑はず、五十にして天命を知る、六十にして耳順ふ、七十にして心の欲する所に従ふて矩を踰へず」との實驗說を以て、頗る其要を得たるものと爲さるべからず、この說や彼れが幾多の世路艱難を経て、其間に尤も圓熟せる良智良能に導かれつゝ、體得せし七十年來の實驗なれば、其語る處如何にも一般的にして能く其肯綮に中り、古往今來殆んど何人にも適中せざるなき

萬人共通の事實と認むべき也然れば今日に於て典獄の年齢如何を考定するに、この一般的實驗説を以てする、亦た必ずしも孟浪杜撰の誹に非るべし、

由之觀之典獄の年齢は、四十歳より七十歳迄を以て最も適當と爲すが如し、言ふまでもなく典獄の職務は、法律上一通りの智識を有し、事務的才能のあるべきは勿論の事なれども、之と同時に義理人情にも厚く、正確なる人世觀を有して、高き品性を具へ以て衆心を收め得る性格あること更に必要なれば也、即ち不惑と言ひ、知命と言ひ、將又た耳順と言ふが如き、是等の年齢は何れも此性格に上達することを、尤も能く順序的に表明せるものに非ずや、余輩は之に由りて、性格の發達は全く年齢の功に依らざるを得ざるものにして、而して區々たる人爲的修養や學問の力のみにては、決して企及ぶべからざるものなるを、茲に深く合點せしめらるゝものなくんば非ざる也。

斯く論し來れば、或は直ちに柔和なる温良恭謙の君子人を想像し、繁劇なる獄務に必要なる、勇猛敢爲の精力に對し、矛盾ありと爲す者あらんも、然れども、開は未だ深く思はざるの致す所、余輩が其蒙を啓かんが爲めに力説論明せんとする點も、亦た

實にその點に在て存する也、即ち彼等は精力とさへ言へば、直ちに動物的元氣なくんば非すと爲すも、こは余輩が前にも述べしが如く、謬れるの甚しきものにて、其肉体的や蠻的の元氣も一種の精力には相違なきも、之れ恰かも馴致せられざる野馬の如く、危険極まるのみならず實用に適せざるもの也、余輩の所謂精力とは、何處迄も肉的に非ずして意的、蠻的に非ずして仁的とも言ふべきものにして、之を要するに節制なき野人の元氣に非ずして、教養ある君子の道念の中にある勢力、即ち義を見て爲す所の勇氣を指して言ふ也、故に一見不活潑の如くなるも、内心常に自強不息の精神に充ち、又た外貌温平たる好々人の如くなるも、内心には常に凜平たる道念高く、而かも其主義の爲めには富貴も淫する能はず、威武も屈する能はざる底の義魂氣魄あること、之れ豈に司獄官の精力に非ずして何ぞや。

西洋諸國の監獄は、凡そ幾何の年齢を以て典獄に適當と爲すや、余輩之を審かにせずと雖、蓋し實際は必ず四十歳否五十歳以上の人物を、多く採用し居るに非ずや、余輩は斯く信すべき理由を有す、又た余輩の聞く所にして誤りなくんば、英國の裁判官は年齢四十に達せざれば、責任ある地位に採用せずとのこと也、之れ疑ひもなく

思慮の能く熟し判断の能く誤まらざる、所謂惑ひ無きの時期を當さにこの年輩にありと認めたるが爲めならざらんや、權利思想の發達せる國柄としては、寔に尤もあるべき事也、この一事を以てしても余輩は如何に彼等が、年齢と職務の關係を重視するやを察することを得ん。

我邦監獄の現狀に徴すれば、極めて少數なる俊才者を除きては、殆んど皆四十歳以上にして、五十歳以上亦た甚だ尠からず、こは則ち我邦の不幸事とも言ふべく、而かも今は昔し嬰鑠たる七十の先典獄石澤翁を、我同僚中に有したる光榮の歴史すらなきに非ず、後進者たるもの豈に奮勵一番する所なくして可ならんや。

然りと雖、余輩は茲に大警戒を要する一事あることを忘るべからず、曰く高き山に深き谷の伴ふ如く、又た光ある所に蔭の生ずる如く、吾人の年齢も亦た能く其性格を發達圓熟せしむる代りに、一面には又た必ず頑固、驕慢、耗弱等の恐るべき惡癖の伴ふものなれば、之に陥らざるの防備に對し、十二分の注意を爲すこと即ち是也、而してこの危險は如何なる場合にも、高年者に付狙ふ所のものなれば、分秒の間も油斷あるべからず、若し夫れ油斷あらんか忽ち乗せらるゝ所となりて、遂に新陳代謝

てふ法廷の前に、敗訴を宣告せらるゝの止むなきに至る、之れ必然の結果洵に餘儀なき次第と言はざるべからず。

然らば之が防備の策如何とならば、开は只だ幼心を失はずして、如何に年齢は邁むも何處々々迄も、所謂六十の手習てふ覺悟もて、勵むことの外他義非ざる也、切言すれば六十の手習てふ覺悟其れ自身が、既に意氣の熾かんなることを證明するものにて、苟も斯意義あり、而して常に自らの不敏不徳を感じ、謙遜に之を追求して止まざるの志さへあれば、優に高年者に付狙ふ惡弊諸癖を防禦し得て餘りありと言ふべし、斯くて又た余輩の所謂精力なるものも、實にこの六十の手習的幼心によりて、始めて培養せられ、持續せられ、又た充實せらるゝものなれば、斯幼心こそは即ち實に吾人を活かすもの、又は老年者を救ふて、全く斯世に有終の美を濟さしむるものと言ふを得べく、其關係や實に廣且つ大なりと言はすんば非る也。

ジョン・ハワードは歳四十七の時より、監獄改良を唱道し、爾來七十二の歳彼が露國ケルソーに客死するに至る迄、三十年間私財三十萬圓を擲ちて、席温るの追なく東奔西走、あらゆる辛酸を嘗め盡して、斯業の爲めに貢獻したる偉績や驚くべしと爲

すも、之よりも更に驚歎に値すべきものは、彼が柔弱なる蒲柳の身を以てして、尙且つ精力の盛んなりし事也、彼は唯だ自強不息の精神を以て、進取追求の志を有せし爲めに此の如きを得たる也。

近くは大隈伯が七十三の高齡を以て、而かも軍國多事の場合、壯者猶及ばざるの精力を發揮し、孜孜奮勵毫も倦怠の色なしと云ふに至つては、何人か之を聞いて快哉を叫ばざるものあらんや、而してこの絶倫の精力は、如何にして發揮するものなるやを見るに、詮する所は其年の邁むに従ひ、益々若返りて常に進取研究の事を怠らず、以て驕慢頑固、耗弱等の諸弊に陥らざる様其防備を嚴にするが爲め也と云ふべし、勿論斯くまでに進取研究の心あらんには、從て總ての衛生法を重んじ、之を嚴守するが如きは之れ必然の事也。

晩年に至る迄活動を續けたる人々の跡に就て見るに、彼等は皆悉く進取追求の心を緩めざる、若氣の志を有することに依りて、其精力を養ひ又た之を持續せざるものは非ず、殊に西洋に於ては、此の心掛を以て晩年迄人世を益せし人物尠しとせざる也、フランクリンが八十四歳に至る迄其勤勞を續け、グラッドストーンが八十歳を

越へて猶ほ大演説を試み、モルトケが八十歳迄其軍隊を指揮せるが如き、又はジョン・ハワードが四十七歳より監獄改良を始め、フランクリンが五十歳より天文學を研究し、サー・ヘンリーが五十六歳より物理學を研究し、近くは英國現皇帝エドワード七世陛下は、五十歳を以て始めて帝位に登られ、活動の更に眼醒ましきものあるが如き其他有名無名を問はず、晩年迄壯者も猶ほ及ばざる活動を續けたる人物の實例は、枚舉に遑まあらざる所也。

我邦に於ても、遠き古代に武内宿禰の如き人物ありし實例を引く迄もなく、近代に於ても所謂六十の手習の心掛を以て、晩年に至る迄學問を勵み、又は事業を遂行したる人、其例尠きに非ざるべし、彼の有名なる曲亭馬琴の如き、六十歳以上に至りて八犬傳の大著述に着手し、貝原益軒の如きも七十歳以上にして、悉く其大著を爲し遂げたる如き、これ皆隠れなき事實也とす。

惟ふに典獄の職務は、寧ろ人生の晩年事業として、適當なる性質を帶ぶる所のもの、吾人は宜く茲に大に覺醒する所ありて可也、斯くて奮發興起以て年と共に大に精力を發揮し、而して時代の新思潮に後れざる爲めに、更に研究心を起すのみならず、尊貴なる國家の公器として、大に自ら盈たす所なくんば非る也。

統

十

大正三年十月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

[illegible]

大正三年十月末日在監者監獄別

新	蛟	勝	靜	名	安	小	長	甲	字	水	千	前	浦	橫	巢	東	監
濁	阜	所	岡	古	渡	野	府	宮	戶	葉	橋	和	濱	鴨	谷	京	獄
八	六	五	八	一	七	一	七	七	七	八	八	一	一	二	一	一	受
四	三	三	三	二	七	一	一	五	六	四	四	四	二	三	三	二	男
五	六	二	七	〇	五	〇	七	一	一	〇	一	一	九	七	七	三	刑
八	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	女
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	計
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	者
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	刑
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	事
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	被
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	告
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	人
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	勞
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	役
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	場
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	留
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	置
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	者
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	乳
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	男
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	女
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	計
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	兒
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	合
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	男
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	女
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	計
九	六	六	八	〇	五	七	七	〇	六	一	五	九	五	七	七	五	計

共

發賣及ヒ隠匿	五十四	一	五四	五三	六六	一△	一二
通貨偽造	一九七	一	一九八	二一四	二八九	一六△	九一
文書、有價證	一、二三一	五一	一、二八二	一、三〇八	一、六二五	△二六△	三四三
印章偽造	四六	一	四六	五四	八〇	△八△	三四
偽證及ヒ誣告	八五	一	八六	七五	一一八	一一△	三三
實業及ヒ鑑告	六四	一	六四	六三	四一	一	二三
重婚	三七七	二六	四〇三	四二七	四七〇	△二四△	六七
傷	一、四三五	三〇	一、四六五	一、四五三	一、六三七	一一△	一七一
殺	二、四六一	一九五	二、六五六	二、六四六	二、八一四	一〇△	一五八
嬰兒殺	五三	一六五	二一八	二二二	二三四	△四△	一六
逮捕及ヒ監禁	一五	四	一九	二二	一九	△三	〇
墮胎	三七	七一	一〇八	一〇二	一一五	△六△	七
公務執行妨害	四六	一	四六	四五	六八	一△	二二
逃走、犯人藏匿及證憑湮滅	三九	一	四〇	四〇	四三	〇△	三
強姦	三五	一	三五	四二	一五	△七	二〇
放火	一、四五七	三三二	一、七八九	一、八二一	一、八七九	△三二△	九〇
住居ヲ侵ス	一二四	一	一二四	一二五	一八六	△一△	六二
略取及ヒ誘拐	九五	八	一〇三	一〇五	一三八	△二△	三五
其他	一六五	一三	一七八	一九一	二〇五	△一三△	二七
計	四七、九六九	二、一二二	五〇、〇九一	四九、九六四	五六、九五二	一二七△六、八六一	

統

計

(七二)

[illegible]

[illegible]

ヒュブネル氏自殺論

(承第二十七卷第九號)

大阪監獄
鈴木生

既に述べたる如く、裁判用の鑑定書は甚だ詳細を極め、殆んどすべての場合に、單にそれのみによ
りて確實なる診断を下し得るものにして、ガウプ
及びスタルツネル兩氏の業績に關係ある四〇例中
この鑑定書が結論を下す價值を有せざりしは、只
だ一例に過ぎず、而かも、此の一例が果して生理
的自殺と見做さる可きものなるや甚だ疑はしきこ
ころなり。

今茲に鑑定書中より簡單に拔萃す可し。

日、過つてその胸廓を挫き、他覺的には左胸

此の一例を除く他の三十九例は次の如し。

側部只だ軽度の腫脹及び二三の青色斑を見るのみにして、就床する程にあらず、自殺當日（千九百〇二年二月十四日）には胸痛及び背痛は殆んど全く消失せりと主治醫に物語り、其の夜に至りて遂に縊死を遂げたり。その妻の言ふところによるに、ビーには大なる苦痛あり、往々働くこと不可能なりしことあり、而して負傷後にはその精神變化せりと、主治醫の鑑定によれば慢性「アルコール」中毒の症候として手の震顫、言語不明瞭、軽度の健忘症等を認めたり、蓋し慢性「アルコール」中毒のためその意志薄弱となれるビー、をして自殺せしめたるは負傷がその誘因となりたるものと認めらる。

進行性麻痺
老年性癡狂
動脈硬化性腦疾患

一一一

腦質の大負傷

痴 鈍

癲 癇

「アルコール」中毒

疑はしき腦器質的疾患

鬱憂狂

「ヒポコンデリー」

神經衰弱症

「ヒステリー」

變 質

外傷性癡狂

偏執性狀態

右の内主要なる例は、稍や詳細に述べ可し。

一 進行性麻痺

エチ、ビー 四十八歳の仲仕男、千八百九十四年十月、五十「リーテル」容りの樽を御さんとする際右膝を挫き、肥厚せり、初診の際初期の脊髄癆に罹れること明かなり、是れは視神經萎

縮を併發し、視力障礙が漸進したり、その後膝部の變化も漸次進行したりしが、鑑定者はこれを脊髄癆のみならず又負傷にも關係ありとせり（負傷のために生じたる大なる關節鼠、*Chorea major*を有する慢性關節炎、千九百〇五年九月十八日に縊死したり。彼れの妻は負傷のために、神經及び脊髄に變化を起しその變化が原因となりて、自殺を遂げたりとなし遺族扶助金交付を請求せしも、勞働組合は負傷せざる以前より、罹りし脊髄癆が自殺の原因なりと主張してその要求を拒みたるため、遂に事を法廷に争ふに至り、主治醫の鑑定によれば自殺者は死亡の前週に、脊髄癆性麻痺を起したりと、以是觀之、腦軟化のために彼れの自由決意力は全くは消失せざりしにせよ、甚しく減弱せられたる故、その自殺は自己自由の意志の發表にはあらざりき。以前より存在せる、疾病はその患者の精神の影響を受けて著しく増悪することあるは明かなる

事實なり故に鑑定者はこの事實を基礎として、負傷と精神病との關係を述べて曰く、本例は既以前より罹れる脊髄癆が負傷のために一層増悪したるものなりと、而して裁判は此の鑑定に基づき、自殺者の妻の要求を客る可しと宣告せしも、組合は、その判決に服せずして控訴せしため、茲に高等鑑定の必要起り、その結果は次の如し。

すべての報告を綜合するに、此の自殺が精神錯亂 *Geistesumnachtung* の結果なりしとは信じ難し、何となれば、その妻の言に兆するも病氣に因りて起れる疼痛が耐え難きものなりしことが自殺の近因に相違なしと思はる、を以つてなり、更に又他面に於ては、負傷が自殺の原因たりしことの證左もなし、即ち以前より有在せし脊髄癆性麻痺が負傷によつて増悪せしことを證明せられずとなして、控訴公判は遂に組合の利となりぬ。

この判決は甚だ興味を有するものにして脊髄癆に關係ある精神障礙を自殺の原因と見ずして、脊髄癆性疼痛を以つて自殺の原因と看做したり。

余はすべての鑑定書を綜合して彼れが負傷時には既に脊髄癆の存在せしことを信ず、千九百五年に是に麻痺が加り、その麻痺の初期に當りて自殺せり、而して元來、麻痺の初期に當りて自殺せしを見ることは一般に有名の実事なり、かるが故に本例にありては負傷と精神障礙との間の關係は否定す可きものにして、該自殺者は負傷後十一年殊に負傷の結果が患者に最早何等の困難を與へざる時に初めて自殺せしものなればなり。

二 老年性癡狂

千八百三十年十月生、一勞働者
千九百一十一年八月十六日過つて浚渫機の中に、右手を入れ示指と中指とを挫き示指は治療的に切斷せられしも勞働上に甚だ大なる支障なし、多數の犯罪を累ね千九百六年六月一ヶ年半の懲役

に處せられ翌年末満期出獄せり、その間に醫者は老年性痴鈍者（記憶力減弱、夜中不安時々起る亂心）と診断せり、千九百三年二月二十日經死せり遺妻は、彼れが指節切斷の悲しみ將來に關する懸念のために縊死したりとし救助金を請求し、勞働組合は是れを拒絶したる結果その法廷の判決は次の如し、即ち負傷と自殺との間の關係は、彼れが精神障礙の狀態に於て、自殺し且つその精神障礙は、負傷によつて起りしものなる時にのみ考ふ可きものにして、本例にありては何れの點よりするも、その立脚點となり得る證據なく、怪我のために右手の二指は傷きしも、この比較的小なる外傷は、直接間接その精神狀態に不良なる影響を及ぼしたりとは思はれず、よつて妻の請求は却下せられたり。

而して余の考ふところには、本例に於ては注目すべき點二つあり、第一は裁判の宣告にしてその據るところは、該自殺者が、負傷のために、

その業務能力減弱せしは只だ、十「プロセント」なりとの鑑定なれども、既に業務能力の減弱そのものが、自殺動機と關係あらざるかを考ふる必要あり、該鑑定は既に六ヶ年を経過したる後に行はれたるものにして、大なる價值を認む可きものにあらず、又一般にその精神狀態を業務能力減弱の度を以つて忖度することは大なる注意を要するものと信ず、一般に外傷性神經症及び精神症は毎日變化し定りなきものにして、且つ負傷後に發起する精神障礙を判斷することは、甚だ困難なり、多數の精神病學者は、負傷人鑑定に際して、その負傷當時の精神狀態を甚だ輕視する傾向あれども、すべて是等の狀態は業務能力減弱を自殺動機と看做す上に於て、大なる注意を要するものなり、第二の點は即ち患者が度々、自殺を企てたることにして、その妻はこの自殺を防ぐ必要に迫りたることを再三ならず、その故郷の警察官もその危險ありしことを

信じたるにも拘らず、妻は彼れを入院せしむる等必要な注意を怠りしを以つて此の不幸事は一部分彼女の罪に歸す可きものなり。

三 高度の直接腦外傷

茲に頭蓋骨の一部全く、破碎し腦質も亦甚しく犯されたる一例あり。

十五歳の兒童、千九百五年十二月、甚だ重き鐵鉗子が頭部に當り、頭部に吻開せる創傷を蒙り手術によつて多數の大なる骨碎片を取り去り腦質に、胡桃實大の缺損あるを見たり、四週間人事不省に陥り、覺醒後も、その言語は不瞭解性にして、甚だ經驗に富める、一鑑定家の記述によるに次の如き持續狀態が漸次にあらはれたる。

自覺的症候、右側上下肢の強硬、記憶力減弱、思想の困難、言語了解困難等。

他覺的症候、顔貌鈍麻、痙攣を伴はざる右足又射昂進、蛋白尿（是れは又負傷の直接の結果と

も見らる）、精神上には、最初は全く絶望的にして、後に至り單純なる器械的精神能力のみを行ひ得、一に一を乗すると言ふが如き計算はなし得たれども、聯合能力 *Kombinationsfähigkeit* を要するものを解決すること能はず又思想は甚しく困難となり言語了解障礙、意識的無言 *Sensory Aphasie* 高度の記憶力減弱及び負傷時に於ける逆行性無記憶 *retrograde Amnesia* 等を認めたりき、一回卒倒して、話しかくも、觸接するも、反應せず、顔面潮紅し、四肢は拘攣を起さざりき、尙その家族の言によるに、彼は家庭に於ては、甚だ、精神過敏にして、組合がその扶助金を約十二「マルク」減少したることを知りたる時に、大に忿怒して、小銃を頭部にて、自殺すると威嚇せしが組合は、その後は全くその扶助料金を絶たしたため、爾後彼は、最早少しも働かず、以前に比して、一層烈しき頭痛を訴へ、遂に獵銃を用ゐて自殺せり。

さて本例にありては負傷と、自殺との間には離る可からざる關係あり、殊に臨床上甚だ興味を感ずるは、腦の局所傷害によつて起れる減弱症候の他に、尙ほ全身症候（一般的過敏性、及び沈鬱的気分等）が合併し、それが患者の精神状態に甚だ影響して彼を遂に自殺せしめたることなり、茲に尙ほ一言す可きは、本例にありても、尙一層注意を怠らざりしならば恐らくは其の自殺を防ぐことを得たりしならん。

四 無定型性外傷性精神病

三十一歳の時に「トロツコ」の上より橋の欄干上に墜落し、腦震蕩を合發せし、頭創及び背部を挫捻せしため第十胸椎骨折を起し、一ケ年間に上、全く働くこと能はざりしが千八百九十二年六月頃には少しく働き得るに至り、その後労働能力は漸々恢復し、千八百九十三年六月有名なる一外科醫の檢診せしところによるに、入院中再び精神障礙起りて、その氣分沈鬱し、騒しく

走り廻り、或は机上に座し、且つその妻の聲を聞くと思考してそれを盜聴するが如き動作をなし、終夜「自殺する、自殺する」と叫びながら走り廻り、全く惱亂してありしたため州立病院に收容せしが、その後甚しき心動疾速症を起し精神甚しく過敏となり、以前より存在せし記憶力減弱は著しく高度となり、追憶妄想 Verfolgungs-idee を起し、皇帝に宛てて書面を認むる等種々の所業をなしたれども、彼れ自身は少しもそれを覺知せざりき、その後治療を持続せし間に、彼れは精神障礙あるとを自覺するに至り時としてはその觀念甚しく障礙せられ、その時には最も單簡なる、質問に對しても、返答せざるか或は全く誤れる答をなしたり、是れ蓋しその質問の意義を了解せざりしに因るや明かなり、他人が彼に質問し又は話しかくも、彼の答は常に恰も型に箝れるが如く「余は只だ輕易なる仕事をなし得るのみなり」とのみ答へて他を言は

ず、かくの如き日には、彼れの口より直接に、以前の經歷を聞くことは全く不可能なりしも、稍や輕快せし日にはこれを聞き知ることを得たり、即ち彼れの言ふところによれば、三四週間毎に、精神錯亂發作し、眩暈に悩み、世の中のすべての物が悉く動き且つ窓板が震ふが如く思はれ、倒れることを防がむとして、速かに座す、精神錯亂の際には、余は何事をもなし能はずと自ら思ひ、稍や輕快せし時には、農業位はなし得る様思へども實はなし能はざりき、彼れの主なる困難症は頭部にありて、而かも直接外傷せし脊柱に於ける變化は只だその副症たるに止ると思ひたりと言ふ。かくの如くして、遂に千八百九十四年八月二十四日經死したり。

臨床的方面に關しては次の如し。(未完)

小田原分監に於ける

二宮尊德先生遺物展覽の狀況

小田原分監

十月二十日は二宮尊德先生の歿後五十八年目の祥月命日に相當せり當日何等施設することなく空しく経過するか如きは豫て當監少年受刑者教化の一方便として先生の事蹟に重きを措き其德風を敬慕せしむる主義に副はざるのみならず郷土史教授上の好機會を逸するの憾あるを以て茲に席を更め特に先生の事蹟を稱賛し併せて先生に關する遺物を展覽せしむることに決定し假りに尊德祭と名つけて左記の次第に依り之を舉行せり。

- 一 遺物展覽の趣旨及び希望 分監長訓示
- 一 誠に就て 關典獄補訓話

- 一 逆境の恩寵(二宮先生と蓮如上人)

- 一 遺物及び參考品展覽(教誨堂陳列) 赤沼教誨師教誨

小丸教師説明

文庫 先生幼時の手作に係り常に砂を入れ置き習字するに筆墨を使用せずして苦學したるものなり

大學 先生日常必ず之を携帯し最も多く誦讀せしものにして其手澤より見れば實に韋編三絶の感あり

實語教童子數 振假名附なり先生の幼時習字せしものにして手澤の程度大學以上なり

手本 名頭、村名、日記受取證の如き日用文字を記載せるものにして文庫と共に先生幼時苦學の狀況を語るものなり

樹 小田原藩領の量器區々にして一定せず斗斛の異同十八種あり年貢上納に際し上下の煩累官民の損害甚しかりしが藩侯先生に命し調査立案せしむ、此新樹實施の結果吏民の煩累時間の消費を除かれたるのみならず樹不同の爲め多年農民が失ひし米二千石の利益を得る

に至れるものなり

諸道具家財賣拂帳 御金錢貸付書出帳

二冊共先生が野州櫻町に移居の際自らしめしものにして後者の奥書には敬服すべき一節あり

以上東栢山村二宮兵三郎氏（先生の弟三郎左衛門の孫）所藏に係る

羽織 地質吳呂裏は蠟色甲斐絹なり先生野州櫻町へ移居の節記念として劍持廣吉に分與せしものなりと云ふ

草鞋 先生使用の殘品にして形狀甚だ大なり蓋し前掲羽織の桁の長ささに因り其體軀の偉大なりしを推定せらる

以上曾比村劍持爲之助氏（當時名主劍持廣吉の親屬）所藏に係る

先生肖像 縣社報德二宮神社所藏寶物を謄寫せるものにして原本は先生の容貌に最も相肖たりとの定評あるもの

報德訓

先生の孫尊親氏の書なり小丸教師所藏に係る

貧富訓

先生菩提所善榮寺境内に在る石碑を印刷したるもの

一 參考品展覽（第一教場陳列）

石田教師説明

先生肖像三種

先生教訓掛圖十枚

先生及び報德主義に關する著書七十餘種

松竹梅の畫幅 先生の息女奇峯女史の筆にして劍持爲之助氏所藏に係る

先生遺跡繪はがき十枚

當日は教誨堂本尊の脇に壇を設け先生の肖像を掲げて花を供へ其左右に報德訓と貧富訓の二幅を掛け前段には先生の遺物を排列し在監者入場後職員一同著席して先づ先生の肖像を禮拜し訓示訓話教誨の後小丸教師は先生の遺物を恭しく演壇上に捧持して一々懇切なる説明と訓誨を與へて展覽せし

め終はりて在監者を第一教場に移せり此處には繪畫と實物を對照し以て彼等の感想を深からしむる爲め曩に小丸教師が説明せし遺物の内數點を再び參考品中に配合し石田教師亦叮嚀に説明を加へて訓話を施せり正午開會より午後三時三十分閉會に至る迄滿堂肅然何れも謹聽して毫も倦怠の狀なく談偶、自己の境遇に相似たる事實に涉るか或は自己の非行を追悔するに至るや流涕歎歎する者尠からず其感動最も著しかりしを認む之れ誠に先生に對する敬虔の情彼等をして茲に至らしめたるものと謂はざるべからず別紙彼等の告白せる感想二三添付せしに依り其一斑を推量あらんことを望む。

終はりて臨み先生に關する貴重なる遺物及參考品を貸與せられし二宮劍持兩氏並幹旋の勞を執られし櫻井村助役米山繁太郎氏の厚意を記して茲に感謝の意を表す。

尊德祭の感想

尋一 第六七號 十五歲

二宮先生の御遺物もいさゝきに、つかわれた草鞋、羽織、袴、帳面、そのなかで一ばんかんじたのが文庫でした二宮先生がいさゝきにまことごころで、はたらいたところが、ありありと、みにしみわたりました二宮先生の御遺物みて二ごど、わるいことをしないで先生の百分の一でもよいから、まことをもつてやりたいとおもひました。

尋二 第一二七號 十六歲

二宮先生御遺物にいろいろありましたが、そのうち一ばんかんじましたのは大學といふ本と實語教といふ本とかけつの内の先生がまいにち草鞋を作て、おとうさんに酒をかつてのませたといふことをきいて、おやかうかうだとおもひました、そのほか大學といふ本と實語教といふ本を誠をもつてお読みになつたといふことをきいたりみたりして先生はたいそう、ものをだいじにつかわれたといふことにかんじましたそのほかいろいろな、

おはなしをきいて先生はたいそうおやかうかうで、なんにつけても誠をもつてやられたといふことを、ふかくかんじました、わるいことをしたにも、かはらすこふいふものまでみせていただいてまことにありがたうかんじました。

尋五 第五六號 十七歲

二宮先生の遺物中最も感したるものは文庫であります私は國家の厄介者となつて居るにもかゝらず御上の御情で夜は夜業の時間を減じてまでも手習をさせて下され其上筆墨視練習帳机何くれとなく不足なきにもかゝはらず私の様な馬鹿者は其の御情を忘れてたまたま習字等せぬ事ありました恰度昨日は尊徳祭に付き先生の遺物を見せて下され大に感ずる處がありまして一日も怠らぬ様に只今から一心不亂に總べての事に従ふ決心であります。

高二 第四七號 十八歲

十月二十日午後より教誨室にはいりましたら尊徳

翁のかけ圖の前に種々古物がならべてあつたので今日は尊徳祭であるから教誨があるのであらふと思ひました其内に監長殿からの御訓示によりて翁の遺物を示めして私共を感化するのであるなど云ふことはわかりました其の後本監の關典獄補殿が「至誠」と云ふ事に就きて御熱心なる訓話を謹聴致しお上ではかかるほどまで我等の爲に骨折て下さるかどつくづく思ひました後教誨師殿から「翁と達如上人」とを比較してごちらも幼年時代は御艱難して育たれた事を謹聴致し二人共もゑらひ方であると思ひ私もこれから忍耐して一つの望を立てそれに心をそゝぎ一心に勉め様と決心致しました教誨後に小丸教師様より翁の遺物を借りて來た話を聞きお上では手数を掛け我等の爲に盡して下さるのは心の底から有難く感じ一時も早く改心して忠義を盡し業を勵んで御恩を返さねばならないと思ひました。

遺物の内大學實語教手本を示めされかかるまで

一つの書物をくりかへして讀まれた事であるかと思ひ自分は一度讀めば後は讀まない云ふ有様であるから大に恥ぢ此からよく讀まうと思ひ文庫を示めされて翁が砂を入れて字を書いたは實にゑらひ人であると思ひ自分は字を書くことは大嫌ひであつて筆墨草紙をあてがはれて居るにも書かないで不勉強な事であると思ひ又晩からよく習字を致さうと思ひました草鞋を見た時に大きな人であつたとと思ひ帳面を示されたときに家財賣拂帳の謂を聞きよくけんやくした人だと思ひ又御金錢貸附書出帳の謂を聞き道徳をわきまへて人情に厚い人であると思ひました羽織を示されその羽織が今日の垢すりで出來ていると云ふ事で實にめずらしく驚きました袴を見た時大な袴だと思ひ出來た理由を聞き袴を作るにはむづかしいにそれを翁が作つたとはゑらひ人であるどつくづく思ひました遺物を示された後に貧富訓と云ふ掛圖の説明を聞き自分も社會に出たならば安逸を食らず日暮ししよう

と思ひ又報徳訓の掛圖を示され其事がらを聞き翁は獨學をした人にも拘はらずかう云ふ訓言を後人の爲めに殘された益々多らひ人と云ふ感じがいたしました此れ等の遺物及び掛圖を示めされ不幸中の幸と思ひ又教師殿の訓言を聞き今自分はかう爲めて在監人となつたかよく反省して惡るかつた氣が附き放免後はきつと改心して報徳訓を守りの神として業に勉勵し日暮ししようと堅い決心を立てたそれから松竹梅の掛圖を見てよく書いてあると思ひました其上御馳走を頂き實に有り難く感じました監房に歸りて後さきの報徳訓を護りの神として日暮しようと思ひ決心を立てた事を良く考へてこの志しを永遠につゞかせ様とつくづく思ひました

補習 第三二號 十九歲

至誠神に通ずとか至誠通じて既に縣社に列せられし贈從四位二宮尊徳先生の英靈を御祭し尊徳祭の催も典獄殿は言も更なり分監長殿諸先生の御厚志

從前より一層奮勵努力し社會有用の人となり今日の恥辱を一掃し以て九牛の一毛だに報恩の實を舉る事深く／＼彫み付けました。

看守休憩室の三十分間

晚 翠 生

監獄協會雜誌が來ました受取た方は此名前書に認印を押して下さい」と一人の看守は言放して去つた此處は看守の休憩室で漆の剝げた黒ずんだ長テーブルを圍んだ五六人の看守が手帖をくりかへしたり報告用紙を出して何か認めたりしてゐる、今や工場勤務の交代をして休憩に來た許りのものである

高松「ドレ三十分間の休憩時間を利用して一讀の光榮に接するかナ、」

他の二三人も皆雜誌を手にして暫時の間は默讀して居た

高松「この犯罪と社會的殊に經濟的原因と云ふの

に依り寸時も早く我々受刑者をして遷善改化の道に向はしめん至誠の致す處と深く肝に銘して必ず／＼此の有難御恩恵に報ひ奉らん決心をなす。

先生の御遺物を拜見しては恰も先生存生の如く感じて見る品々が忘れんとして忘る事能すなりぬ就中古びたる手習文庫を見ては流石に砂にて學ばれし先生の艱難と勤勉とが推量せられ我々の今日の境遇と引き合せて實に自分等は鴻大無比なる天恩に浴しつゝ有難さに感泣せり筆紙の類豊なる我々に於てをや益々先生を龜鑑となし専心學業に勉勵せんことを期す世の人多くは儉を以て吝となせ共先生の如きは徒費を節して公益に吝ならず慈悲有る事如來の如きは御金錢貸付書出帳及び家財道具賣拂帳の兩帳にて良く承知せり。

又終始坐右を離さざりし大學實語教等を拜しては自分等の書籍に對して等閑なるに恥入り今後は必ず熟讀玩味して後にあらざれば決して他書に遷らざらん事を覺悟す嗚呼今日の尊徳祭を記念として

は表題も長いが内容も亦中々長いぞマア他日に譲るか」

山形「高松君の他日に譲ると來ては雜誌も泣くよ毎月毎月他日に譲られて共同箱の中に表紙に折目も附けず埋没してある雜誌は皆高松君のだからナ」

高松「君も人のことは言へまい、ソライツカ主任から、本年五月末日の全國在監者の總人員と昨年五月末日の總人員とは何程の増減があるかと云ふ試問せられた時の答はどうだつた、夫れは我々の知ることではありません監獄局へでも聞かなければ答へられませんかもうまく切抜けた積りであつたが主任から監獄協會雜誌は何の爲めに見るかつてひどくやられたではないかい、山形「あの時は全く閉口したよ僕は此雜誌は毎號必ず通覽するが統計杯の數字は大嫌ひだからな、あんな失敗をしたよ、ところが八月末日の増減はチャンと現に腦裡にありだモウ一度試問

でもして呉るればよいがナ、前年八月末日に比し八千五百六十六人又前月末に比し千二百九十八人の減少畢竟行刑の方法其當を得たる結果なりと板水的に答へて主任を驚かしてやるよ」高松「板水的のかウフ、ハ、立板に水を流す云ふ古いやつだネ、君はモウ統計までも讀んだか」山形「既に全部閱讀を了すサ」

岡田「ナニ山形君は主任にやられてくやしいからいつでも統計ばかり一番先きに見るよ、併し折々ア、云ふ試問はよいなア、あの時から山形君計りでなく皆が統計欄に氣を附けて中には手帳へ書き留めるものがあるようになったよ、僕も昨年八百九十一號が縊死を企てたとき不注意だとして罰俸を取られたろう、其時典獄が先月の協會雜誌を見たか關西の或る監獄で鼻緒の心を造りながら三尺計りの麻繩を縛ふて格子にかけて縊死を遂げた記事があつたが此度の縊死豫備手段と同一である勤務中注意の足らんのが第一の

不都合だ、あの記事をよく見て居ればこんな不注意は出来ん筈だ、折角我々の爲めに出版さるゝ協會雜誌もろくに見もせぬからだ、と厳しく叱られたらう、僕は太に赤面したが其後からは彙報欄は特に注意するやうになつたネ」高松「夫れなら看守一同が皆此雜誌に就て失敗をし叱られたら他日に譲る杯と共同箱へ埋没するやうなことはなくなるネ」

岡田「此雜誌は我々の爲めには唯一の指導者だからどの記事でも見れば爲になるにきまつて居るが多くの同僚は精讀しないなア」

長野「僕は全體皆讀んで居るが希望を言へば今少し軟かな記事でも入れて讀者に興味や感興を與へることにせられたらよからうと思ふ、よ如何に専門雜誌とは云へあまり四角四面で肩が張るなア」

岡田「僕等はどうしても徹頭徹尾四角四面で一生を暮さなければならぬやうに生れたものだよ」

朝出勤すると看守長の苦い顔をした訓授を聞き歸る迄十二三時間と云ふものは陰氣な處で陰氣な囚人を相手にサ、笑ひ顔の一ツすることも出来ず、休憩室でも少し大きな聲で話をしても直ぐお眼玉だ、此雜誌までが常に制服着用でいつも「氣を付け」の姿勢を採て居るし我々の心理状態は餘程かはつてくるよ」

高松「そうヨ晩に歸たといふてやつぱり陰氣臭いこと計りサ、山の神は内職の手を止めず二言目には小遣錢の不足だの子供の着物の補充だのと處世難をあげせかけるからなア」

岡田「君は子供があるから樂みだらうが僕等は子供のかはりにモ一ツ苦い顔をする老人があるよ」

高松「子供があると云ふても朝は寝顔を見て出る晩に歸ればモウ寢て居るし月に一度かまんよくて二度の日曜休養日でも子供を伴れて歩くことも○の關係上不可能サ、看守の子供は父親の顔を知らぬなど極端の謔もあるが實際父親には少

しも親しみはないネ」

長野「マアそんな懷談は止し給へ何事も悲觀をすれば切りはないよ、何時も愚痴をこぼしたり不平を並べたりするよりか自ら進んで苦中に樂境を求め禍を轉じて福と爲す工夫が肝要だよ、世には目働車の塵に我々を吹飛ばし金衣玉食他から見て羨望極りなき者も尙ほ内心の苦悶は我々に數倍するものがある、夫れよりか一簞の食一瓢の飲陋巷に在りて其樂を改めずで、人は賤職と云はうが獄卒と云はうが家計が苦しかろうが妻から小言を言はれうがそんなことに頼着せず克己の分を守り職に樂みて樂境に活かせねば駄目だよ、併し今尙ほ我々の職務を昔の牢番獄卒杯と同様に思ひ新聞紙にも斯の文字あるは誠に慨嘆に堪へ、畢竟世人が今日の看守と云ふものを解し得ないからであるが我々も亦世人に對しこの妄を辯するの機會と勇氣がないからである、のみならず多數同僚諸君の中には我々

の此職分が如何に神聖高崇のものであるかを自覺せぬものがありはせぬかと僕は常に疑を抱いて居る、看守の職務の神聖にして高崇なものであると云ふことは今更諱々するを要せずだが僕の信する處では看守は教育家である宗教家である素より監獄には教師教誨師と云ふものがあるが何千何百人に對し小數の教師教誨師では到底教育感化の普及を期することは六ヶしい我々は一面教師教誨師たる心を以て職分を盡さねばならぬ、又看守は工藝家であり商業家である囚人に作業を授け恒の産を得せしめ又製作物の精粗販路の適否等も單に作業主任や授業手丈にては多數のものに對して行届く譯には行かぬ我々は又常に工藝家商業家の心得を以て職に盡さねばならぬ、其他衛生の事經濟の事悉く我々の雙肩に負ふて居るものである如此神聖上の感化と形體上の教養とを併せ司る職に當るものは他に例のないのである同僚諸君はこの神聖高崇なる職

分たることを克く自覺し且自重して職に勵まるゝなれば囊底の銳錐何時かは其尖鋒を顯はし牢番獄卒杯の耳障なる辭は遂に辭書の上から取り去らるゝであらうと思ふ、而して尙如此職分を持ち之れを盡して其効果を見た時の愉快と云ふものは又格別で到底他人の夢想だも及ばざる處だ、監獄の實際を知らないものや新紙や雜誌にも折々監獄の取扱で囚人が改悛するものでないと思ふて居るが彼等は監獄と云ふ處は罪人を容れさへすれば千人が千人改悛するものであると思ふて居るからである期待があまり大きいからである我々の努めは千人の内今月は一人又來月は一人と堅固なる改悛者を出すのである現に僕が受けて居る工場でも二百人内外居るが是迄二年八ヶ月の間全く改悛して今は獨立して居るのは竊盜詐欺七犯の七百六十八號と竊盜五犯の三百十三號竊盜三犯の七十九號其他三人ある今工場に居る累犯の内でも四人計り大丈夫と思ふ

のがある兎に角累犯者を六人丈でも再犯せぬ様にしたと云ふことは僕の衷心から愉快とする處である、併したちの悪い累犯者を此奴は一番骨を折て善くしてやらうと思ふて一舉一動注意して居るに向ふでは更に其邊には氣も付かず素より氣の付く筈もないが科程を胡魔化したたり反則をしたりする時は随分腹も立ち苦心もするよ、根氣に任せて此苦心を重ね徐々な訓戒指導してやらねばならぬがいくら惡漢でも一寸した動機から心機一轉で僕をでも神のやうに思ふやうになる、諸君も知て居る通り言語の遣ひ方でも假令ば一貴様一鋪間一馬鹿一杯の野卑な語は彼等の反抗を求め又は自暴自棄に陥らしむると同様で扉の締め方巡廻の靴音でも荒いと靜かどでは感情が大いに違ふよ今居る〇〇〇號は抗辯したり殘飯を盗んだり科程は何時も五分以下であつたが此小一年間は反則もなく科程も常に以上となつたが彼れが僕に信服した動機は些細

なことである、去年の此頃彼は感冒で監房休養になつた其時僕は朝晩の監房検査の際病人であるから戸扉の開閉に注意をして成るべく音をせぬやうにして居たすると間もなく全快して工場に戻つたが直ぐ見張臺の處へ來て涙を流して言ふには是迄擔當さんに種々のお世話になつたにも拘はらず自分は勝手な事計りして定めて憎んでお出と思ふて居ましたが此度休養中の御親切の御取扱に對して是迄の行が恐ろしくどうぞ勘辨してくれと頻りに詫びて居る、何も別段親切の取扱杯はせぬ筈だがと聞いて見ると、否私の爲めあの朝夕忙しい監房點檢の際戸の音をせぬやうに御注意をなされ其上私の監房の前を通りのときは静にお歩きになつて靴の音もせぬやうに毎日毎日御心配くださったことは骨身に沁みて難有是迄あの様に反則したり抗辯したりしたものに斯く御親切になさるゝと云ふことが私の腦に沁み込みましたこの御恩は必ず酬ひます

今日からは御手数を掛けるやうな事は決して致しませんが又放免後再び犯罪するやうな事は致しませんが堅く誓つたが夫れからは九で人が違ふやうによくなつたよ、夫れにしても監房の扉の開け閉ちには注意もしたが靴音に注意した覺へはない囚人と云ふものは一ツ良いと感ずるゝ何事も善意に探る之れと同じく一ツ悪いと思ふゝ何事も惡意を以て迎へるから我々は一舉一動の微一言一句の細に到るまで須らく注意を要するものである、と思ふゝ我々の職責の至難なることが一層深く感ぜらるゝと共に又職に樂しむと云ふ念が一入切實になるゝ

高松「全くだよ、囚人は實に執拗心と感情が強いから萬事に注意せんといかんよ、同じ入浴の令をするにも入浴に行けと云ふ其「行け」の言葉を嘲笑的に迎ふるものもあるから僕は何時も只入浴、入浴と云ふが餘程受けがよいやうだナ、彼等を扱ふには僅かな處に餘程手心を要するよ、

視察紀行

碌 堂

大阪市内に於ける保護會としては現今和衷會あるのみなれども纔に市を離れて西成郡鷺洲町浦江には安徳會と稱する保護會社あり安田清兵衛氏個人の經營に係るものにしてメリヤス工場を設け出獄人にて保護を請ふものには該工場の職工として傭入れ直接保護を爲すにあり安田氏の人と爲りは余深く之を知るの機會を有せざれども安徳會開設以來既に數年漸次發展に努めつゝあるは人も知る所の如し此他泉南郡に淨土宗興徳會北河内郡には佛教向看會中河内郡に佛教端徳會あり和衷會と聯絡を保持し相互に援護しつゝ活動せるありて今日にては府下の保護事業は直接保護の方面は云ふまでもなく間接保護としての機關も略具備しありと云ふ余は斯等各保護會を歴訪して視察するの隙を得ざりしを遺憾とすれども余が大阪監獄に到りたる

長野君等は學問もあり經驗を積んで居るから彼等も克く信服する僕も大に長野君に學ばなければならん」

岡田「長野君の話はいつもながら我輩共の爲になる事だよ抽象的の訓授杯よりか自分の經驗談を交へての話だから大に參考になる今の話でも筆記して協會へ投書したらどうだらう」

高松「大に賛成だ談話的記事にしたら四角張らずに面白いだらうナ、僕は晩に歸つたら書いて見やう、ナニ原稿紙の三錢と郵便切手二錢を奮發すればよいから」

山形「原稿料にでも有付く積りでは駄目だよ、大枚五錢の散財の遺骸は協會の紙屑籠に爆沈だ、おまけに妻君からは内職の手傳もせずしてなんか御機嫌一入斜めならずだからナ」

高松「誰が原稿料など欲しがらるものか無論匿名サ」高松文吉は其晩直ぐに眠い眼をこすりながら走り書き認めて翌朝出勤がけに投書した

際淨土宗興徳會の常務理事某氏と會見せしに當時氏は高安教務主任と相與に保護事務に就き熱心研究せられあるを見たり又佛教向看會の會長としては岡田成立氏あり頗る熱心家にして殆んど寢食を忘れて會務に従事せらるゝと聞く氏は昨秋中央保護會に於て開催せる免因保護講習會兼協議會の際には同府下代表者の一人として出席せられ會員間にも熱誠家なりとの定評ありし人なるが被保護人に職業を與へんが爲め假に身を職工に裝ひ一時某工場に入りて風船玉製造の業を習得し來り爾來出獄人にて素習の業なくされはとて勞働にも従事し得ざるものには自ら風船玉製造を教授し居る程の人なり氏の如きは眞に獻身的の慈善家と謂ふべし茲に特に之を記し氏の自重自愛を祈る

余は其日の用務了へて梅田停車場附近なる旅館金龍館支店に投ず時に午後四時炎熱熾くが如し風通しの好き室をこて中庭に面せる階上の一室を占領したれども時は三伏の候所は熱鬧喧騒の街にし

て暑氣殊に強く、籠中に在るの形容詞も尙及ぶ可らず夜に入りて知己の誰彼數氏來訪せられ舊を語り新を話し罪も無き雜談に時を移したりしが客去りて後夜熱又甚しきを覺ゆ身を安樂椅子に横たへて檻前の噴水に對するも風は全く絶へて堪へ難き思あり明くれば七月二十一日朝和衷會主事小山孟氏來訪はる相與に保護會の用務を談し時の移るをも知らざりし時に旅館の番頭惶しく入來り午前九時の上り汽車時刻既に迫れり用意あるべしと告ぐ時計を見れば僅に十分時を餘すのみ蒼皇仕度を終へ旅館を辭し番頭の案内を得て梅田驛に到れば杉野典獄余を見送らんとて腕車を驅りて來るゝに會す挨拶もそこへ飛ぶが如く車室に入れば汽車は既に動き初め左様ならの一言を交へて出發しぬ汽車纔に進行して長柄の鐵橋を過りたる頃首を車窓に出して浪華の空を顧みれば無數の煙突は林の如く黒煙空を籠めて天色爲に暗きが如し頓て山崎邊に至りし頃は車窓より吹き來る風の稍涼味を帶ぶ

るを覺えたり同室内の中年増なる一婦人は同伴せる白髯の老翁に向ひ曰はく此邊までも來れば風も涼しく蘇りたる心地ぞせらる大阪の炎暑は眞に酷烈なりし膳所に到れば數日來の暑熱を洗ふを得べしと老翁莞爾として首肯せり大阪の酷暑に腦み膳所に向へる余に取りては斯兩人の談話は恰も余を慰藉せんとする暗示に似たりと覺ゆ馬場驛に着すれば椎名典獄を始兩三氏出迎はる相携へ電車にて膳所に着し直に監獄を訪ふ典獄室に入り監獄職員及滋賀縣聯合保護會理事の諸氏に面會す膳所監獄は人も知る如く湖畔に沿ふて在り構内廣濶にして清潔なるが殊に典獄室は前面の土壁を隔て直に湖水に續き涼風室に滿ち心身頗る快適なり椎名典獄は余の爲に滋賀縣下保護事業の現狀を語らるゝこと甚だ詳かなりとす間も無く藤岡大津地方裁判所檢事正も又來り會せられ談は更に保護事業に入り或は問ひ或は答へ殆んど貳時間遂に相與に膳所町字錦に滋賀縣保護院を訪ふ保護主任は大谷派教

誨師笠沼賢信氏にて氏は監獄教誨師として又保護主任として大の熱心家なる由當時直接保護のもの八名あり多くは附近農家の手傳に雇傭せらるれども場内にて養雞業に従事せるもの一二名あり養雞場は可なり大仕掛のものにて洋雞數百羽を飼ふ餌料は重に麥糟又は飴漉にて相應の收益ありと聞けり保護會内に於ける養雞業は多くは收支相償はぬが常なるに此會許りは然らずして收益多しと云ふもの蓋し其經營の方法宜しきを得たるに因るが但し臭氣の甚しきには余等も大に閉口したり又同會には被保護人に豪駝師壹名あり保護會に來りてよりは時々附近の山林に入り松或は雜木の枝振り善きを持ち來り之に加工して立派なる盆栽とせしもの六七十種に達し居りしが追々之を資本とし其自立を圖らしむる見込なりと其保護方法としては能く實際に觸れたるものにて甚だ面白し保護院附近には近來料理店を開業せるもの多く紅裙隊を爲し時に出沒するあり其位地甚不適當なるのみなら

ず其構造に至ても又最も不良たるを免れず椎名典獄の談に因れば之れが爲め目下改築の計畫あり土地の購入も略契約を了へたりと蓋し適當の計畫ならん(九月二十日稿)

國際刑法學會に對する訣別の辭

ジョー、エイ、ファン、ハーマル
法學士 吉田 五郎譯

國際刑法學會二十五週年を祝賀せむが爲に出版せられたる冊子(本誌七月號三百七頁に評論さる)「アムステルダム大學刑法の名譽教授にして上院議員且本學會三創立者の一人たる有名なる碩學ファン、ハーマル氏の訣別の辭を掲載せり、此は過去の回想並に將來の豫想として世界的興味を有す、翻譯は本誌記者の一人たるウイグモア氏の筆になるものなり。時間に餘裕なかりしがため當紀念號に適切なる原

稿を草する能はざりき、然れ共余は少くとも簡單なる回想並に特別の辭を他の投稿者の有力なる論文に附加せむと欲す。

此は回想談なり、如何となれば余は光輝ある創立の時代を通じて本學會に關係し且其創立に干與したればなり。

又此は特別の辭なり、如何となれば今哉齡七十に達し我國法に遵ひ教授の職を退くの止むなきに至り又人生の有限なる、余をして久しからずして諸種の活動を終熄せしむ可ければなり。

我が回想は同僚プリンス並にフォン、リストに始まり又一八八九年刑法界に於ける各國の學問、立法並に實際の進歩に對する新路を開拓するの可能なるや否やに干し余と意見を交換せしに始まる、其年の春の事なりき或る麗かなる日曜日の午前フオン、リストと余とはジールベンゲルゲの山路を辿りつゝ新精神によりて支配せらるゝ國際的學會を創設せむ事を決意せり、當時の有様を見るに萬國

一様に刑法學說の更新並に再鼓吹の必要を感せられたり故に如斯基事業の創始は各方面より熱誠なる歓迎を受く可かりしなり、余は當時既にフォン、リストと相識の間柄なりし教授の職に就きて後數年一八八三年余はローマに於ける國際監獄會議に際し「定期の宣告に於ける司法的裁量の限界」なる題目に關し論文を提出せむ事を約したり然れ共問題の研究を進むるに従ひ宣告に於ける司法的裁量の問題は宣告自身の性質換言すれば刑罰の根本的目的なる一層重大の問題によりて妨礙せらるゝを發見せり司法的裁量とは單に法定刑を箇々の場合に適用するに外ならず故に前者に對する原則を確立せむとせば先づ一般的刑事鎮壓の意義如何に關する各自の見解を明に決定するを要す最初より一定の原則なくば如何にして司法的裁量の意義並に其適當なる限界を知るを得む

如斯基は余が論文として此特別なる題目を起按するに際し想起せるところなり如何となれば恰も此

時實施せらるゝに至りし和蘭新刑法は總て司法的裁量に對する下限の制限を撤廢し刑の下限に付ては全く裁判の自由を認めたればなり、事情如斯くなれば論文起草に際し余は一般の處罰の目的に關する余の見解を説述するの止むなきに達せり。

論文起草中余はフォン、リストの刑法雜誌第三卷に現はれたる所罰の目的と題せる堂々たる論文に依りて深奥なる印象を與へられたり余は學說上の傾向に於て此同僚たる學者に酷似せるを發見せり(當時はマールブルグ大學に在りき)因つて手紙を以て可成的速に好機を得て會見致したき旨を申込みたり此會見は其後久しからずして行はれ而して之より連續せる友情を生じたり、

此間アドルフ、プリンスはブラッセル大學に在りて犯罪並に其鎮壓なる著書を出版したり此有力なる著書に於ては犯罪の鎮壓に於ける國權の使用は實際的實利論の精神を以て研究せられ、刑法を以て犯罪性に對する争鬭策として取扱ふの要を力説

し其斷定として病氣を取扱ふと同様吾人は症候の研究に満足せず更に其真正の原因即ち貧困其他の社會的狀態を發見せざる可からずと爲せり如斯基觀念に従ひてプリンス氏の論文は唯だ法廷に於て判決を爲す目的以外に更に科學を發達せしむる目的を以て犯罪の原因を索出する科學的必要を指摘せり社會哲學の見地より社會的現象として犯罪の一般的原因を充分に研究するは總て司法行政の利益となる可し

プリンス氏の著書は單に各箇の行爲並に犯人の全性質及び罪の種別に關し犯人自身に存する犯罪原因及び其境遇に醸成せられ且重大なる影響を及ぼす原因の區別を指示したり且恰も此時イタリーに於けるロンプロゾ學派は人類學的原因を重視せる實證的學說を唱道せり、反之佛國にてはラッカサーニ並タルドに依り率速たる社會心理學派漸次傳播しつゝありき。

如斯くして凡ての方面に於ける活潑なる思想の復

活即ち新智識並新計畫に對する需要の一般的意識と此需要を充足せむとする努力とを見るを得實際的應用の指導者たるも學問に關しては常に一步を輸する情輩たる裁判官及び辯護士も事物の此新傾向を示さんことを要せられ且刑法をして其獨斷的且純法律的性質を脱却せしめ其主義及び目的に實利的精神を注入することを實現せむ事を要求せられたり。

觀念論對實在論にあらずして獨斷論對實在論なことは力説す可き對照なり、此運動は吾人の理想の廢棄を意味せず何となれば人事に關し理想は現實と分離す可からざればなり然れども此運動は現存の獨斷的態度に對し又は法律的偏小及詭辯的専門技巧の爲め現實生活の智識を喪失せしめ從て之を無効に終らしむる傳來的の危險なる傾向に對して宣戰を布告せるものなり

フォン、リスト並余がビーベンゲベルグの人里離れし谷間に逍遙散步せし時我々の思想は上述の如き

成效の見込ある大陸に到達したり其後暫時にして本學會の三創立者の凡ては會合の上其組織並事業の計畫に對する方法を定めたり

夫の高尙なる事業の記憶は余の訣別に際し以上の如く眼前に髣髴す、然し乍ら現在並未來に一瞥だも與ふることなくして訣別する能はざる可し何となれば過去は現在に於て其成績の總計を知る而して現在如何なる方針を採る可きかは將來を洞見するに非ざれば之を決定し得ざればなり

予は特に刑法が既に其獨斷的特徴の多くを失ひ又現に著々之を失ひつゝある事實を疑ふ餘地なしと思惟す未遂犯、其犯、並責任能力に關する一般的學說の範圍内に於て主觀的要素の價值は益尊重せられ客觀的要素の價值は愈々減殺せられむとす是れ眞の實利論にして茲に新思想の影響を免るゝ能はず犯罪行為の此等の方面に於ける客觀的要素は唯だ偶然の現象に過ぎずして要素にあらず獨斷説は外形に現はれたる所を論ずるを以て足れりとする

も實利論は要素を研究せむ事を主張するものなり同一の趨勢は刑罰的鎮壓並に其方法たる刑の加重及此等の方法の適當なる安排にも存す、恩赦、條件付宣告、^{Probation}考試、其他の近世的方法は要するに實際所罰することなくして其目的を達し得る場合は之を所罰せずと云ふに外ならず此等の方策たるや報復に關する原則と共に古來の獨斷的傳説を犠牲に供するを意味し此犠牲は已に多くの法制に於て拂はれ又早晚他の法制に於ても拂はる可し。

幼年犯罪性の分野に於ては犯罪能力に關する獨斷説は已に二三邦國の法廷より驅逐され現に萬國刑法學會は其第一回の年會に於て排斥されたり仍は許多の國家に於て殘存することありとするも是れ單に時代錯誤としてののみ存するに止り其錯誤は人類の性質に關する原則より最も容易に説明し得らる可しと雖も降伏の勧告は非常なる速度にて増々接近しつゝあるを以て前示同一の原則に因りて終に捕獲せらる可き運命を有す、茲にも亦吾人は實

利論の勝利を見る換言すれば教育で健全なる原則は空想より爲れる專斷的區別を基礎とする法律の甚だ安全ならざるを發見せしむと眞理の承認せらるゝを見たり

刑事責任の學說に於ても實利論は普通人と無責任者間の一定の限界を撤廢し精神上の缺陷者の待遇を氣長く其解決に努力す可き特別問題とす可きを主張せり而して此點に關する近世の用語上の論争即ち吾人は其處遇方法を所罰を目的とするものと爲す可きや將社會保護を目的とするものと爲す可きとの論争は余の見所を以てすれば只其解決を妨碍且遲延せしむるに過ぎず茲に於て非獨斷論者は獨斷論者に對し犠牲を拂はんことを懇望せざるを得ず余は彼等に勧めて名稱の如何は重大事ならざるを以て遲疑することなく「所罰」なる文字の保留に同意せむことを勧告す

裁判官の科刑に關する權能及法典に豫定せる刑の種類、並に犯情に付ての法則適用の自由の範圍に

關しては新學説は著々として之を擴張する傾向を有す其顯著なる事例は殆ど世界全般に亘り特別幼年裁判所を要求することとなりされど此一例は唯一のものにあらず理論上幼年及成年間には根本的に刑の適用を區別す可き程度の根本的差異あるに非ず非編斷的見地に於ける刑法の發達に對し眞に重要な事は裁判官の能力に在り新思想の發達を計らむが爲には立法者の思想如何に比し裁判官の思想如何を重要視せざるを得ず英國は此事實を吾人に示教す英國には發達せる刑法學なきも英人は彼等が常に進歩的にして且常に事物を實利的に考察せむとする裁判官を有するを誇るを得む此裁判官は全國民より尊重信任せらる

未來は此方面に在り「各國共に將來實利論的刑法を發達せしめむには必ずや有能なる裁判官の教養に待たざる可からず」

犯罪原因學即ち犯罪の原因を研究する學問は正に其成績に於て二十五年前の希望に達せざる事遺し

此事實は承認せざる可からずされど何ぞ未來に於て發展す可き一層良好なる智識の獲得を疑ふの要あらむや眞理は瞬間に發見する能はずして數世紀を要するも失望落膽の要なし全部を知りせんこの慾望に因りて少くとも研究し得べき限度の智識を得ることを怠らざれ而して卑見に依れば研究し得べき限度は已に論述せるが如く刑の適用の進歩に在り而して刑の適用の進歩は更に裁判官の手中に存す

故に我が告別に際しこの勸告は第一に「裁判官を發達せしめ且改良せよ」と云ふに在り。

寄 書

盛岡監獄特設少年監に就て

典獄 引野 信 夫

當監構内に特設せらるべき少年監第一期工事も昨今漸く完成し本省の訓令により十月一日より奥羽大監獄拘禁中の満十八歳以下の少年受刑者全部を收容する事となれり

抑、當監は奥羽六監獄の略中央部に位置し關係各監獄より受刑者の發送移監に便利あると當監の構造其者が悉く矩形に區劃せられ嚴重なる煉瓦内塙を以て防圍しありて其區劃内は絶對に外部より透視するに由なく全然別天地を爲せるを以て成年と少年受刑者とを離隔し別異するに絶好なると又典獄直裁の下に斯事業を經營せしめ以て其効果の有無を將來に卜すべき好試驗たらしめんとの主旨も

亦包含せられたるものと云ふべき乎而して新築工事は客年九月二日より着手し用材は大林区署に交渉して官材を使用し一面努めて經費の節約を計劃し爾來引繼ぎ職員を督勵して只管豫定工事の速成を期圖したるも工事中央にして冬期に入り凍結の爲め幾分工事の進捗を妨けられたるも春季に入り増員して極力之に従はしめたる結果終に本年七月を以て略第一期工事を竣成するに至れり本建築はコンクリート煉瓦にて基礎を堅め全部木造なり今試に其建物及配置坪數等の梗概を擧ぐれば左の如し

豫定建築總坪數千七十八坪

内

(イ) 監房雜居監及獨居監(接續) 一棟此建坪二百十五坪

(ロ) 工場檢身場教場(接續) 一棟此建坪百十七坪

(ハ) 浴室(獨居監接續) 此建坪十七坪

(ニ) 渡り廊下、工場便所此建坪九坪七合五勺

(ホ)運動場坪數二百四十坪

右建築に就き聊か遺憾とするは運動場の稍狭きと夜間獨居拘禁者の教場への往復に際し雨雪天のときに雨具を要するとの二點にありと雖も是れ皆工事豫算の許さるるに因るものにして又監房工場の外廊には空地を利用して長方形の園畝を點綴配置し以て四季園藝の用に充て監房前面運動場の周邊には青葉樹を移植し第一教場の前庭に素質なる松樹園を設けたり、監房工場は長方形にて「印」は雜居監と獨居監並に其附屬浴室とは三角形に接續し廊下は一方巾二間他方は巾三間とし凡てコンクリートにて天井に硝子明窓を設け戒護上は勿論晴雨に拘はらず廊下作業に支障なきを期せり教場は第一、第二に區別せり既設監房の配置は雜居監(二房定員五人)十七房(内一房物置とす)獨居監四十七房を具備せり電燈は雜居監房に五燭光一個宛獨居監は二個房に五燭光一個宛を配備し以て孰れも夜間の自習及夜業に便せり而して浴場には洗面

其他使用の水管を設け雜居監は房外にて獨居監は房內給水にて洗面せしめ獨居監房内の置便器の構造には多少の研究を費したり大體の工事已に竣成せりと雖も教具用のもの其他内部の造作等尙は幾多の人工と時日を要し漸く本年九月末日を以て全部を完了するに至り本省へ上申の上十月一日より豫定の通り奥羽六監獄拘禁中の十八歳未満の受刑者を收容する事に訓令せられ先づ福島監獄中村出張所拘禁中のものは九月二十九日三十日の兩回に無事移監を了はり次に關係各監獄より前後に移送を受け以て收容上に一段落を告ぐるに至れり

行刑及處遇の大意

紀律と行刑とは嚴格なるを要し以て少年受刑者の特殊と惡習性とは根底より矯正せざるべからず要するに入監當時に於て行刑の痛苦を感受せしめ努めて自省の下に改過遷善の曙光を萌芽せしめざるべからず刑罰の要求する處に在りと雖も其行刑

處遇法果して如何にせば可なるやは當面の研究資料として未決の問題なり是よりさき親しく小田原、川越等の特設監の實況を視察し以て參考したる處とせざるも未だ以て全然之を採用すべきものあるを見聞せず爾來特設監にての行刑處遇法其他教育の方法等彼此對照して深く考覈を遂げつゝありしが時偶、上京し司法當局の諸公に會し高見を叩き特に監獄協會にて谷田局長閣下の懇切なる講談を拜聽し尙ほ指示せらるゝ處ありて獨逸ウキトリッヒ幼年監獄階級法の大要を承知し自から覺る處ありし歸來該譯文を投與せらるるに至りしを以て更に幹部職員を會して余の意見を指示し審査討論すること數次の後決定するに至りぬ抑ウキトリッヒ階級處遇法は其根底を行狀の良否に措き以て期間を伸縮し而して行狀不良と看做すべき標準は犯則の種類に依りて豫め輕重を區別せる如きは最も公平を得たる而已ならず階級期間の長短其中庸を得たること及階級一、二、三の簡單なる

に於て實行と處理とに極めて簡單輕便なるものと認めたり依て之を採用する事に決定し之を骨子として専ら我邦の風俗人情を參配し就中少年者の家庭生活狀態等を參考調査し成案せるものは是れ即ち特設の少年受刑者處遇規則なるものなり若し夫れ幸に本則を以て不備ならずとするも之を活用して實際の効果を擧るゝ否とは當監職員の双肩に存す一層の努力を期する處なり今試に左に本則を摘録して同人社會の高教を仰ぐ所以のものは斯道の改善に資せんためなり希くは垂教に吝なるなからんことを

(附言) 特設監收容の少年受刑者現員八十九人

内

初犯六十九人、累犯二十人

刑期一年以上のもの 初犯四十八人
累犯十九人

同 一年未満のもの 初犯二十一人
累犯一人

罪質は竊盜大多數にて放火、殺人、強盜の如き

は異種類として見るべく詐欺的犯罪の稀有なること又以て人智の程度を知るべきが現人員を本則階級別によりて示さば

一級五人、二級四十一人、三級四十三人

にして晝夜獨房拘禁のもの十六人、夜間獨房拘禁のもの二十七人他は凡て雜居とす第二期嚴正獨居監建築工事未完に付本則の實施上に止むなく少しく斟酌を加へたり

少年受刑者階級處遇規則

第一條 少年受刑者は本則に依り三階級に分ちて處遇す

第二條 行刑に階級を設け第一級乃至第三級とす

第三條 第二級第三級の階級期間は初犯各三ヶ月累犯各四ヶ月とす

但行狀の良否に依り其期間を伸縮し行狀最も不良なるものは第三級に降下することあるべし

第四條 新に入監する者は第三級に編入す

(3) 學業に勉勵せず作業又は體操を怠ること
(4) 重大なる過失に依り房内の器具作業用具作業の素品製品衣類臥具又は書籍を毀損すること
(5) 監房の内又は外にて高聲を發し靜肅を破ること

(6) 他囚と爭論を爲し又は罵詈を加ふること
(7) 濫りに物品を授受交換すること
(8) 許可を得ずして私に物品を所持すること

第三種(犯則行爲種別)

(1) 繼續して作業又は學業怠慢に流ること
(2) 官吏教師に暴慢の行爲あること
(3) 就學又は就業を拒むこと
(4) 命令に違ひ服従を拒むこと
(5) 濫りに他囚に密書其他の手段を以て音信すること

(6) 虚言を弄すること
(7) 食物其他の物品を竊取すること

進級期相當者の審査は戒護主任より監獄官會議に提出すべし

第五條 行狀不良と認むべき行爲を分つて左の三種とす

第一種(犯則行爲種別)

(1) 身體の洗滌を怠り清潔を保たざること
(2) 衣類の着用不作法なること
(3) 監房内の掃除を怠り物品配置不始末なること

(4) 指定したる坐席又は場所を離なること

(5) 窓外を望見すること

(6) 姿勢を正さず態度不謹慎なること

(7) 食物を散佚して食席を不潔ならしめたること

(8) 座臥不正なること

第二種(犯則行爲種別)

(1) 濫りに交談し又は通聲すること

(2) 官吏及教師に抗辯すること

(8) 物品を拾得して申出てさること

(9) 猥褻の交談又は舉動を爲すこと

(10) 他囚を殴打傷害すること

(11) 物品を藏匿すること

(12) 暴行すること

(13) 物品を棄壞すること

(14) 賭博類似の所業を爲さんとし又は爲したること

(15) 逃走し又は逃走を企圖したること

(16) 附和雷動して不謹慎の行爲ありたること

(17) 他囚を使喚し又は教唆煽動したること

第六條 階級期間の短縮は左の各號に依り監獄官會議の審査決定に據るべし

(イ) 行狀善良にして一週間何等の犯則行爲なきものは一日を短縮することを得

(ロ) 前號の外學業及作業上特に勉勵したる者は二日若くは三日を短縮することを得

(ハ) 前二號の外進級期の近づきたる者に對し

ては特に七日迄の期間を短縮することを得
第七條 階級期間の延長は左の各號に依り監獄官會議の決定に據るへし

(イ) 第一種の犯罪行為ありたる者は五日乃至九日

(ロ) 第二種の犯罪行為ありたる者は十日乃至十四日

(ハ) 第三種の犯罪行為ありたる者は十五日乃至二十日

(ニ) 第三級に在るものにして一ヶ月以内に三十日以上延長せられたる者は二十一日以上三十日

第八條 階級期間に拘らざる進級及降級は左の各號に依り監獄官會議の審査決定に據るへし

(イ) 一ヶ月以内三十日以上上の階級期間を延長せられたる者は第三級に降下することを得
(ロ) 第三種の犯罪行為にして其情狀特に重きときは一回の懲罰に依り第三級に降下することを得

△縦徑一寸三分三級赤色布二級襷色布一級白色布

第十三條 階級の累進に依り別表の待遇を與ふへし賞遇恩赦又は假出獄の特典は第一級に進むるに非ざれば之を證考せず

第十四條 本則第六條乃至第十條に該當せるものの審議は戒護主任より監獄官會議に提出すへし
第十五條 戒護主任は階級人名簿を設備すへし

特設 少年監 受刑者階級處遇表 盛岡監獄

拘禁	被服	作業	賞與金
第三級 初犯三ヶ月 累犯四ヶ月	淺藍色(第二級) 左胸部ニ三角形色布ヲ縫着ス	科程業ヲ課ス	十分ノ一乃至二
第二級 初犯三ヶ月 累犯四ヶ月	淺藍色(第一級) 左胸部ニ三角形色布ヲ縫着ス	科程業ヲ課ス	十分ノ二乃至三
第一級	淺藍色(良品ヲ貸與ス) 左胸部ニ三角形色布ヲ縫着ス	科程業ヲ課ス	十分ノ三乃至四

とを得

(ハ) 第三級に降下せられたる者一ヶ月間行狀善良にして何等の犯罪行為なき者は第二級に復歸せしむることを得

(ニ) 第一級より第三級に降下せられたる者にして第二級に進みたる後一ヶ月間行狀善良なるときは第一級に復歸せしむることを得

第九條 短期刑の者又は戒護上其他の必要ある者は本則に依らず獨居若しくは夜間獨居の期間を伸縮することを得

第十條 病者、低能者、精神病的中間者瘡腫者は情狀に依り本則を適用せざることをあるへし
第十一條 階級期の伸縮及階級の昇降は監獄官會議の審議決定に依り告達式を以て典獄之を施行す

式場には各主任其他の官吏參列すへし
第十二條 階級を識別する爲め左の表章を設定し左胸部に縫着せしむへし

入浴	安坐	書籍	文具	典特ノ他其
夏季 五日 冬季 七日	日曜日免就業日ニ限リ四時間毎ニ一時間ヲ許可ス	教科用書籍ニ止	日記帳鉛筆給與	(一) 規定外ニ毎週一同一運動ヲ許可ス (二) 日曜日免業日ニ限リ二時以内ノ文書圖書ノ閱讀ヲ許可ス (三) 賞遇ヲ證考ス (四) 假出獄ヲ證考ス
同 四日	日曜日免就業日ニ限リ三時間毎ニ一時間ヲ許可ス	教科用書籍ノ外 修身書各一冊 貸與ス	日記帳圖書各一冊 鉛筆給與ス	
同 五日	日曜日免就業日ニ限リ一時間毎ニ一時間ヲ許可ス	教科用書籍ノ外 修身書各二冊 貸與ス	日記帳圖書各二冊 鉛筆給與ス	

不良少年に對する刑事

政策

(承第二十七卷第十號)

日本犯罪
學會會員 澤田順次郎

第八 不良少年の豫防及び救済策

總說

予輩は前所論の事實に於いて、不良少年の現況、
數、原因及び動機、即ち不良少年の出る譯に就
いては略ぼ其の要を竭くしたと信ずる。便誼の爲
に之れを、茲に概言すると、不良少年は種々で、
一樣ではないが、要するに、家庭の不取締りから
起るものと、誤まれる學校教育から生ずるもの
と、惡友の感化に因るものと、社會の誘惑より生
ずるものと、及び先天的に不良なるものと、五
原因と爲すことが出来る。此等が各單獨に働く
こともあるが、或ひは數多合して働くこともある

つて、其の影響も、人々の性質に依つて等しくな
い。

さういふ様に、不良少年といふものは、頗る複
雜なるものであつて、普通の犯罪者、即ち成人の
犯罪とは、餘程違ふ點がある。普通の犯罪者も、
その原因は種々であるが、病的犯罪を除いては、
貧困が主なる原因である。然るに不良少年にあつ
ては、直接に貧困より來たるものは少ない。それは
何ういふ理由かといふに、不良少年の多くは、親
懸りであつて、大人しくして居れば兎も角も父兄
に養はれて居られるのであるから、自分の力で食
を求める様なものは、彼の親に死に別かれた孤兒
の外は、殆んど無いと言つてよいからである。こ
れは不良少年が、下流よりも中流以上の家庭から、
多く出づる事實に徴しても分かる。

で見れば不良少年は、普通の竊盜がなり易き貧
困よりも、他に直接の原因のあることは、推知す
るに難くない。勿論貧家に生まれて、親の貧困を

見るに忍びずして、竊盜を働いた者や、又は親が
その子を勧めて、盜みをさせたなどの例も、ない
ではないが、それ等は稀れで、多數は前に挙げた
諸原因から生ずるのである。

箇様に不良少年の原因が、明白になつたところ
で、これに對する刑事政策も、初めて應用するこ
とが出来るのである。即ち如何にすれば、不良少
年を豫防して、犯罪の蛹を撲滅することを得べき
か。如何にすれば不良少年を救済して、之を善良
に導びくことを得るであらうかといふことは、み
な不良の原因の明かになつた後のことで、未だ其
の原因の確定せざる前に、其の豫防及び救済法を
講ずるが如きは、誤まれるの大なるものと謂はね
ばならぬ。

これは唯だ、理論上のみでなく、實際に其の方
法を誤まると、却つて弊害を醸して、直るべき不
良少年も直らずに了ることが多くある。試みに
不良少年を出した家庭に就いて、其の経路を探討

て見よ。思ひ半ばに過ぐるものがあるであらう。
それで不良少年を救済するには、或は疾患者と
看做して、醫師の心持で、これに對するのがよい。
醫師は先づ病原を探つて、之れに適當する對治法
を講ずるのであるが、不良少年の病根は、既往に
徴しなくては分からぬ。進んでは實際に、身體を
檢して、病因を探ることもあるが、それらは感
化院の様な、他人の子を預るところで、行ふもの
であつて、自分の子弟ならば、既往症は直ぐに分
かる筈である。それに對して、何ういふ種の不良
少年には、何ういふ對治法を施してよきか、先づ
それからして研究しなくてはならぬ。予輩がこれ
より項を改めて、不良少年の豫防及び救済の方法
を説述するのは、これが爲である。

一、不良の程度と其の對治法

一概に不良少年といふけれども、不良症狀の程
度は一樣でないから、先づ其の症狀を分け、之れ

に従つて對治法を講ずることが必要である。
さて不良少年は、症狀に依つて、何ういふ工合に分かれるかといふに、大約三種とすることが出来る。即ち

- 一、輕症
- 二、重症
- 三、最重症

で、又之れを第一期、第二期及び第三期とすることが出来る。其の細別は次ぎの如くである。

甲、輕症 此の種の者は、不良の萌芽を現はして來たもので、早く言へば不良少年になりかかつたもの即ち初期である。それで之れを放棄して、監督しなければ、漸次増長して、遂には純然たる不良少年となるのである。例へば

- 一、不勉強で、屢々學校を休み、
- 二、悪い友人を取つて、酒を飲んだり、煙草を吸ふたりする、
- 三、頻繁に活動寫眞や、興行物に出入し、

丙、最重症 此の種のもは、第三期のもの、即ち眞の不良少年で、全くの無賴惡漢となつたものである。

- 一、最早學籍も無ければ、宿元も無い。
- 二、中には學生を装ふて袴を着けたり、或ひは學校の制帽、制服で、人を満着するものが多い。
- 三、さうして搔ッ拂ひをしたり、竊盜を働いたり、無錢飲食をしたりする。

類のものであつて、一通りの教訓や、誠飾では、到底治癒の見込みはないのである。

不良の程度は、雜つと以上の如くで、此れ等は學生上りである。又之れを年齢の上から區別すると、甲は十一二歳から、十三四歳、乙は十五六歳から十七八歳で、丙は二十歳前後である。併し貧兒團の如きは、比較的年少で、惡事をすることは、人の知る如くで、搔ッ拂ひや、放火には、十三三歳で巧に遣る者が多くある。

四、夜に歩きを爲して、遅く歸つて來たり、或ひは泊つたりすることもある。

五、父兄の尋問に對しては、何時も虚言を吐いて、誠實を言はぬ。

先づ慫ふ言つた様なもので、それが進むと、次ぎの症に移るのである。

乙、重症 これは前症の進歩したもの即ち第二期で、其の根柢は深くある。之れに屬するものは、

- 一、酒は最早、友人間では味がないとあつて、銘酒店に上り、或ひは料理店などに登つて、女を弄したりする。

二、親から宛てがひの小使錢では、間に合はぬから、父母に内證で金を借り、其の尻を親に拭はせる。

三、學校は放校か、退學かの處分を受けて、轉々渡り歩き、一定の學籍を有せぬ。

四、團體を造つて、誘惑、恐喝等を事とする等の類で、警視廳の謂はゆる注意人物である。

それで不良少年を救治するには、其の程度に應じて、手加減をしなければならぬ。例へば近眼者が、近眼鏡を用ゐる時に、輕い者には弱度の凹鏡を用ゐ、重いものには強度の凹鏡を懸けさせるやうなもので、輕症のものに初めから強度の凹鏡を懸けると、却つて其の度を進める憂ひがある。これと反對に重い近眼に、弱い凹鏡を用ゐるのも効が無い。

これと同じく、輕い不良少年を、初めから嚴酷に取り扱ふと、却つて惡くなる。嘗つて某監獄教誨師の示した例に、慫ふいふのがある。

それは中國筋で、或る中等の家柄に生まれた某といふ少年、不良といふ程でもないが、虚榮心に驅られて、父の金を竊み、これを自己の書冊の間に隠して置いたのを、父は發見して大に怒り、懲らしめの爲とあつて、其の母と共に詫び入るを顧みず、其の日の中に家を放逐して仕舞つたのである。それから其の少年は流浪の末、竊盜となり、

強盗となりして、あらゆる悪事を働いたが、根が悪人ではなく、さうなつたのも畢竟、父の不法なる勘當が動機となつたのであるから、後に父の病死を聞いた時に、大に悔悟し、遂に鹿兒島の監獄で自殺したといふことである。斯くの如きは、全く初めに手荒くした爲で、救済策を誤つた結果と謂はねばならぬ。

これに反して、全くの不良少年となつたものに對して、唯だ一片の教化位では、馬耳東風で何の役にも立たぬ。恁ふいふものは、親の手を離して、感化院か感化監獄の類で、十分に感化しなければならぬ。

恁ふ言へば不良少年の救済策には、一定の規則があつて、一々その型に嵌めて行くことが出来るやうに思はるゝが、中々以てそんな單純なものでもない。例へば生まれながらの貧兒で、學校へも入つたことも無い者は、假令ひ十二三歳の幼童でも、家庭で矯正することは、困難なるが如きこれであ

る。何となれば此の種の者は、年が行かなくとも、其の心は老けて大膽、狡猾なことは、學生上りの不良者の十七八位の心持であるし、其の父兄も無教育で、實際に其の子弟を教化する丈の力がないから、子弟は益々増長して悪くなる。恁ふいふ者は、家庭よりも感化院で、力を入れなければ、他に改善の手段がない。

箇様に不良少年といつても、種々の階級や、種類があるから、一々それを觀察した上でなければ、有効なる救済策を施すことは困難である。併し何れにしても最初の取締り、即ち未だ眞の不良とならぬ前の教化が、最も必要で、善くなるのも悪くなるのも、此の時期にあるのである。左に之れを説述するであらう。

二、家庭教化法

これは名の如く、家庭で教化改善を圖るもので、主に甲種の不良少年に適用するのである。此の時

代の不良少年は、初期であるから、教化其の宜しきを得る時は、之れを矯正して、善良に赴かしむること難くはない。

前述の如く、初期の不良少年は、恰も雙葉の芽生したるが如く、一生の中で最も大切な時期であるから、一家中にさういふ少年が出て、其の父兄なるものは、決して騒ぐことなく、細心注意して、其の矯正を圖らなくてはならぬ。或る上流社會の如く、劇務多端を口實に、其の子弟を單に召使の婢僕などに一任して、顧みぬのも勿論宜しくないが、さりとて又少し不良の行爲を、大事件の如く騒ぎ立て、餘り八釜しく言ふのも、策の得たものではない。

元來不良少年は、病的又は先天的のものを除く外は、多く外界境遇の悪しき影響を受けて、知らず識らずの間に、感化されたものであつて、自分が悪くなつたことを、知らずに居ることが多くある。例へば朋友に煙草を吸ふものはなく、其の家

族もみな禁煙家である時は、自分獨り喫煙するのが、悪いと思はるゝが、若し其の友人が、みな喫煙家で、其の父兄も煙草好きである場合には、これに感化されて、自分の喫煙が、悪いと思はぬ様になるが如きこれである。

酒を飲むのもこれと同じで、全く感化と習慣である。學校の先生が、如何に飲酒を戒しめても、其の先生の訓育が、唯だ教場内許りで、僞君子であつたり、或ひは其の朋友に飲酒家が多くあつたり、乃至は家の父兄が、毎晩寢酒を飲む様な譯では、眞に酒が悪いとは思はれぬ。實際少年の飲酒家で、飲酒を悪いと思ふ者は少ないといふことであるが、或る人は之れを調査して、次ぎの如き結果を得た。

三〇%

三〇%

四〇%

三〇%

飲酒を悪いと思ふ者
善いとも悪いとも、判斷のつか
ずに飲む者
悪いと思はず飲む者

萬事は恁ふいふ譯で、友人や父兄の行ひが、最も深く、少年に印象を與へるのであるから、初期の不良少年、即ち不良の兆しある者には、専ら家庭で教化を施すことが肝要である。

此の際父兄の執るべき方針としては、何事も自分か模範となつて、子弟を率ゐることである。口で言ふことも必要であるが、之れを行ひの上に現はして、手本を示すことの方が、一層必要である。例へば子弟の喫煙を止めやうと思ふならば、口でばかり八釜しく言はずに、先づ自分が禁煙をして見せ、又、飲酒を戒しめやうとしたならば、自分で禁酒するの類である。然るを自分は、毎晩美酒をきこしめしながら、子供に許り酒を飲んでならぬと言つたところで、それが未熟なる子供の頭に、何う響くかといふことは、前に述べた如くである。之れを要するに、熱心と誠實とを以つて、訓練に臨むことが大切である。此の二者は何事にも必要であるが、取り分け子弟の教育には、缺くべからざるもので、熱心と誠實との無い教育は、魂のない教育である。

何人も此れ位のことは、心得て居るであらうが、ともすると、それが形式に流れて、眞實自分が率先して、模範を示すといふものは、至つて少ない様である。さういふ人に限つて、何うも公務多端で、子弟の教育に差し向いて居る譯に行かぬとか、外出勝ちで、手が廻はり兼ねるとか言つて、人の子の様に思つて居る者が、多いやうである。或ひは又、ナニ學校にさへ入れて置けば、何うにかかうにか、人間になるだらうとか、家庭教師に任せて置けば、大丈夫だとか、兎角自分は、面倒を見るのを厭ふて、人頼みにする癖のあるのが、現今上流社會の通弊である。

現今の不良少年が下流社會よりも、寧ろ上流社會より、多く出づるのは、此の一事でも推知せらるゝであらう。

何人も其の子を愛せぬ者は無い。子の行末好か

れど、祈らぬものはない。けれども其の子の教育に就いては、子を思ふほど、力を入れて呉れる親は、少ない様である。これは必ずしも貧困にして、教育することの出来ぬ爲ばかりでない。十分に資力のあるものでも、其の子を思ふこと、自分を思ふが如く、子の一舉一動に注意して、直接間接に、其の監督を怠らぬ者は、果して幾干であらう。眞に子の爲に竭くして呉れる家庭ならば、決して不良少年は出ぬのである。それは正格で、眞摯な家庭であつて、尙、不良者が出るとすれば、それは病的か、先天的不良者であつて、家庭の罪ではないのである。さういふ者に對しては、家庭の教化は不適當であるから、これは次ぎに述ぶる感化院に送る方がよろしい。

簡様に不良少年の出るのは、必ずしも家庭の罪とばかり言はれぬが、併し現今の状態から見ると、其の十中の八九までは、家庭を責めずには居られぬものである。彼の警視廳の注意人物となれる、

不良少年に就いて、調査した當局者の言に依つて、考へて見ても、家庭の悪いのと、交友の悪いのとは、主原因であるやうである。此の二つの者は、實に不良少年を造る蛹であるから、此の初期の際に、家庭で十分の注意を拂つたならば、彼の恐るべき不良團の如き、暴惡不逞の輩を出すことはなからうと思ふ。之れを言ひ換へると、家庭で最初の處置を誤つたのが、基となつたので、交友の悪いのも、畢竟は家庭で監督しない爲である。

然らば友人は、何ういふ様にすればよいかといふに、學校に入つて、友人を取らぬといふ譯にも行かぬし、實際友人は、學業を磨く上に於いても、又は將來世に出る時の、力として、缺くべからざるものであるが、唯だ不品行の友は、よくないといふのである。それで友人が出来て、それと頻繁に交際をする様になつた場合には、先づ學校に就いて、其の生徒の操行、學業は勿論、出来ることならば、其の家庭の内情までも被擔任の教師に

就いて、密かに内偵するのが、最も得策である。敏捷で識見を有する良教師は、唯だに學生の品行や、學業のみならず、其の家庭の内情をも知悉して居るから、彼擔任教師の言ふことは、信じて間違はないのである。

箇様にして、自分の子弟の交際する友人が、若し不善良なる者であることが、判明つたならば、用捨なく其の缺點を舉げて、これと離るゝ様に、其の子弟に注意を與へなくてはならぬ。併し一度交際を結んだものは、假令父兄に入釜しく言はれても、容易に其の友と離れるものでない。これ其の關係の密なる爲で、これには次ぎの二原因がある。

第一 同氣相求めて友となれるものは、深く友人を信じて居る。

第二 假りに自分で離れやうとしても、先方にはさういふ心はないから、無意味に離れることはない。

併しこゝで注意を要することは、甲の惡友を取つた者は、再び乙の惡友と交る傾きがあるから、前車の覆轍を踏まぬ用心をすることが肝心である。(未完)

監獄衛生雜感 (其十)

金澤 貧 樂 生

○變質の定義は區々にして内因に基づく精神上の變異は凡て變質だと云ふ者もあり一定の稟性を有する者のみを變質と云ふ者もあり私は乙の説に左袒して變質者とは智慧は概ね常人の度合なれど觀念生活及び感情生活が甚しく不安定で利己心は非常に強く自我感覺は増すか減じて居り思慮行爲の突飛的な者を云ふとして御話します尙此外にも種々の徴候が生ずることがありますが夫は追て御話致します異常の性格で神經衰弱ビボコンデリー、ヒステリー、癲癇及チクロテシー」に屬せぬ者は

それで此方から行かなければ、先方から違つて來ては、誘れ出して行く。此の際に大なる勇氣と、決斷とあれば、之れを謝絶して、其の關係を斷つことも出来るが、さもない者は、心の裡ではかり離れやうと思つて居ても、面と向つては、さうつれなく言ひ切ることは出来ぬから、仕方なく再び一緒にいるといふ様に、其の關係を斷つことは、難しいものである。

恁ふいふ場合には、如何なる手段を執つて宜いかといふて、仕方がないから、密かに先方の親元に事情を打ち明して、注意して貰らう外に、道はない。此方で悪いと思つて居る友人は、先方の親達も、此方を悪いと思つて居るに違ひないから、其の交渉をば喜んで承引するであらう。さうして兩方の親達は、互に其の子を遊びに出さぬ。又先方の子供が來ても、家に入れない様に仕向ければ、自然に兩者の間に隔意が出来て、漸々疎遠になるであらう。

總て此中に這入ります。

此病的稟性を諸君に可成客觀的に御目にかける積りで我「クリニク」から七十の材料(男五十二女十八)を取揃へました其結果を一寸御話します。

私は此際特に診察所で醫師が問答したことを見た徴候を御話します而して變質性精神病は省きます。

疾病の原因に就ては大概の論者は遺傳素質の大なることを揚言します男子四十四人女子十三人には之を證明し得ました實際は之より多からうと思ひます残り十三人に就ては患者の親族に關して委しいことを聞くことが出来なかつたからです此遺傳の證明は普通の仕方即ち患者の話とか其一二の親族の話に依つたのではなく直系親屬は可成招集して直接に問答する歟又は其病歴を徵集して擧げました、

遺傳の形の中で最も多いのは両親と子供の精神上の特異が其主點に於て多少明かに一致して居るこ

とす親屬中に重き精神上の障害の重疊すること
は之よりも少なかつた二十二名には兩親の酒精中
毒がありました面して其祖老が大抵皆豪飲家で變
質家又は精神耗弱家であること從て「アルコホル」
が毒作用を逞ふして卑親屬を變質せしめたことが
分明となりました一二の者は尙僕病が原因であり
ました結核や梅毒が變質の重なる原因の如く云ふ
者もあるが左程では無い様です私は年來此事に注
意して居りましたが變質者の尊屬には變質の徵候
があるが必しも結核又は梅毒を患へた者ではあり
ません

諸君個人の變質は單に精神の領域に現出するのみ
でなく寧ろ身體に異常が多い之を變質徵候と名づ
けます即ち顔面の兩半が相對になつて居らず顔面
神經の作用も兩半相異なつて居り口蓋が急峻で齒
の形も大きさが不揃で皮膚及虹彩の色が異常で耳の
形及附着が異つて居り指が過多又は過少で罌丸は
腹内に止まり口蓋が狼煙となつて居るの類である

稀には或る筋の擧指があり極めて稀に遺傳性の震
顫を見る

身體的變質徵候の意義に就て一言すべきことがあ
る外でもないが醫師が鑑定のため法廷へ出た時
に變質徵候及遺傳性素質があると明言すること
ある併し夫が何の證據となるかを附言せねばなら
ぬホーヘが言明せし如く重大の遺傳素質はあつて
も夫のみでは責任能力には何等の影響はない實際
精神に異常のあることを證明せねばならぬ之あつ
て始めて意義を有するに至るのである身體的變質
徵候も同一であつて夫のみでは責任を免るゝこと
は出來ぬ精神を検して始めて決定すべきである常
人にも此徵候のある者があり遺傳素質に至つては
健者の半數にある

此種の精神病者の病像を一二線で描て見せずとし
て治療の方針を定めよう變質の臨床的及社會的意
義は終生常人と異なつたことをすると云ふにある
時としては小兒の時代に既に之を認めることが出

來る

此種の小兒に就て兩親が氣の付くのは睡眠の障害
である床の中で不穩である寢言を言ふ夢を見るこ
とが多く其夢は往々苦悶的のものである(火事頓
死等)夜間恐怖は普知のことであり暗き所に往く
ことを恐れる又寝つきの惡しき者熟睡せぬ者も少
くない

學齡に達すると他の徵候が加はる第一は學校を休
むことである始めにも言ふた通り變質者には氣分
が大に干渉する特に自身に關することに於て然り
である休校するのは多くは其爲めである學校へ行
くことは往々不快の感情が伴ふのである其爲に嚴
罰に拘はらず登校せぬ、

或種の精神病者に於て目立つのは智力は佳良なる
に入學の目的を果さぬことである或課目は非常に
上出來るに或る課目は全く出來ない理解せ
ぬのでなく思慮が脱走的で注意を集注することが
出來ず勞れ易く面白い課目のみを修める傾向があ

る非常に氣分が關涉する之が爲に校則を遵奉する
ことが往々不能となる、

小學時代に早既に現出することのある二の性質が
ある一は虚言、一は殘酷である虚言するのは差迫
つた不快を避けんが爲のみでなく理由なく虚を言
ふ時としては病的に發育した想像で流出するので
ある此ことは法醫學上注意すべきことである斯か
る兒童の訴言は注意して受理すべきである其證言
も特別に調査せねばならぬ、

殘酷は動物に對して然るにあらず自分の兄弟に對
しても同様である、
例之二三年前に入院せし十四歳の男兒は其兄弟の
頭を締めて顔色を紫色たらしめしことが往々あつ
た、

精神病的小兒の殘酷は常人と異なり吾が行爲が如
何なる慘害を生ずるやを知り居るも尙之を行ふ點
に存す

小兒期に於て發する其他の徵候は利己心の大きな

のと情緒の病的に動き易きことである斯かる小兒は些細の原因又は其望を聞き入れぬ爲めに非常に興奮して自力の足らざるをも顧みず大人に對し加之兩親に向ひ敵對することがある時としては近所に氣に入らぬ者が居ると百方之に害を加へんと試むる者も生ずる十三歳の中學生で同級生を不潔なりと思はせんが爲に屢其室に至りて脱糞せしが如きは此類である、

尙一の簡単に述べ置くべきことがある、

普通の兒童にも性慾の早く動く者がある病的兒に於ては一層早いことがある四歳で手淫を行ふ者がある斯かる者は春情發動期に達するや其經過は常人よりも迅速で小兒期に於けるよりも一層重大となる上流の女兒にして愛に溺るゝ者が少くない予の見た十二歳の女兒は月華の開くや否や計劃的に其兄をして自己と性交を爲さしめんとした十二歳乃至十四歳の不良女兒が其情慾亢進の爲に密淫賣を爲し又は夜間會合して諸種の方法で男子を誘導

せんと試みたことは近時の犯罪として吾人の昔ねく知る所である性的生活が此時期に活動することは此種の男女の思考及言語にも發現する良家の青年が入院後の状況を母に報せし中に看護婦に關していやらしき語を列せしが如きは其一例である、精神病兒が普通教育を受け終ることは稀であるが其卒業後の職業に付ても困難の問題が起る一は氣の變り易い爲め一は自負心が強く利己心の大きな爲に屢職業を換へる第一回の犯罪は往々此時に爲さるゝ(若し其前に犯罪なしとすれば)横領及び些細の竊盜の類である尤も之が爲と云ふよりも精神の異常の爲に業に就き難い方が多い、

家庭との關係も概ね不良である是も常人のみの罪ではない兩親又は其一方が病的の人である爲である父が豪飲家であると兒女を虐待し爲に兒女の精神に悪影響を及ぼすことがある予の實驗にも此種

き數を示す爲に左に一例を掲げる、

A、K、十九歳父は豪飲家で精神病者である母も精神病者でKの他に數人の變質的子供はあれど其育成に關しては少しも定見がない本患者は學校時代には屢教員に反抗し惡戯をなしたが兎に角最上級に達することを得た十四歳の時學校を出て料理店の給仕と爲した數月の後麥酒店の飲廻りをなし或る怪しき酒店の前房で密賣淫婦と一所に顯顯部に銃創を蒙て居ることを發見されたレントゲン線に照して見ると今尙左側後頭葉中に彈丸がある頭の傷が癒へて家に歸つたが此時種々の變質徴候が現はれた店先の賣溜を竊んだことが屢ある盗み出すと街頭の知らぬ小供等に分與する又兩親の衣服等を隠して其外出するを妨げ迷惑するを見て悦んで居る又兄弟の咽を締めたり打たりする住地の近傍を數日浮浪する家へ返つても惡事を爲したとは思つて居ない又兩親も之を伴ふて諸所の「クリニックス」に行き是非彈丸を抜取つて呉れと依頼するが

其實は手術の爲に死亡するのを望むのであると自

白した何れの外科醫も之を受理せぬ爲に吾が「クリニックス」に入院した爰でも罪惡を悟らず兩親の惡口をする患者同士をけしかける徒黨を組んで病院の役員に反抗せんと企てる竊盜虛言で人を困らせる自家の能力を過信し他の精神耗弱者を嘲弄する想像したことを事實として報告する兩親の依頼に依て種々の手仕事を稽古せんと試みたが二三週も経ると毎回送り返された命じた仕事を習はざるのみならず材料を破壊したり浮浪したり遁亡するからである感化院にも收容されたが數日にして逃げ出した久時監禁した後試みに家に返したが争鬭の結果父を銃撃した今は治療所に收容されて居る、

諸君以上述べた所就中今述べた病歴で變質者の主なる徴候を御承知になつた之を約して言ふと情の動き易き事、氣分に支配され易き事は早くから些細の要求にも應じ兼ねる事仕事が続かぬ事自負心の

強き事(之が爲に往々事を引起すことあり)智育の平等ならざる事、品行の方正ならざる事感情が他の影響を蒙り易き事である、偶然の印象が終生の方針となることがある、

感受性の大きなことは特に性慾生活に於て現れる性慾變常の大部分が變質の爲に生ずることは疑ない、サヂスミス、マンヒスミス、同性愛、フェツチヒス、ムス、及其他の異常は皆此爲である故に予の七十名の患者中に八名の變常者があつたことは驚くに足らぬ即ち二名の女子は「マンヒスミス」一名は露出家五名は同性愛者であつた、

諸君徵候篇を終る前に一二の實地家に重要な件を附加したい、

我輩は自信あり目的を確守する精神病者に就て話した此輩は高き目標を建て百方之に達せんとするので自己の意思以外眼中間は存せず成功する者もあるが斯かる性質の者であるから忽ち墜落するナポレオン一世の如きは斯かる人であつて一時成

功したが終に失敗した、

我輩は又變質者中に變性とも云ふ可き者のあることを述べた非社會的傾向であつて犯罪を爲す者である國際的策師、大詐欺師、或る種の殺人者一二の無政府黨員、革命黨員は之に屬する、

我輩は第二の變性として能力の偏倚した者のあることを述べた一定の領域に於ては非常の能力を發展するも他の一般に於ては常人に劣るものである普通の交際は遠慮勝ちで沈黙を守り往々世間に通せず迂拙である最大胡弓家バガニンは其一例である第三種は奸計家、第四種はハインリツヒ、ハインの如き者で天才はあるが仕事が続かず氣が變り易いから最高度の成功に達することが出来ぬ、

諸君以上は各人が生活中に遭遇する模型であります何れも精神病家であつて主なる徵候が異なるのみである、

明なる者である此種の患者は多少恐人の傾向があり不安で自信がなく夫が其態度に現出する能力はあるけれども之を世に知らずることが出来ぬ爲に世人に認められぬ者である時として自殺を謀ることもあるのは重大である又不安の爲に屢醫師を尋ねる交際傷裡で對話が出来ぬ、不器用で吃るし話しかけられると赤面する、之を醫せんとして醫師に頼るのである不安全の高度の者が精神上遙に超越する人に遭ふと犯罪の爲に利用せらるゝことがある、

我輩は今個人の意思に無關係に發顯し當人は之を嫌ひ之を避けんとするも如何とも爲し難いこと即ち交際場面で赤面すること吃ることを述べた此現象に近きは強迫觀念強迫行為並に恐怖であると思込むのである之が爲に健康を害し醫師の診察を求め様になる例を擧げる必要はなからう諸君穿鑿家、恐怖家、言語又は行為に由て他人を毀けるのを恐れる事汚染を恐れる事其他之に類する諸徴は皆此部に屬する又強迫觀念に苦悶感情の伴ふのが

ある若し此者の強迫觀念を打消すか又は他に氣をそらすと弛緩の感情が代て生ずる、

強迫觀念に似て居るのは目途なき旅行慾である苦悶の感情の爲に一ヶ所に落着くことが出来ず絶えず旅行する意識には別に變りはない、

予は二三年前此種の重症者を鑑定したことがある患者は二十一歳の醫學生で無斷で三回大學を去り毎回他に投じたのである、

或る精神病者が健訴の傾向あることを一言する權利を侵害されたと言ふ感情に驅られて諸種の官衙を勞するのであるが甚しく亢奮すると他人を侮辱したり告白したりして權利争の爲に日常の仕事に怠るに至る若しも之が官吏であると精神病者ならず哉の鑑定が醫師に命せられる果して然りとすれば次で起るのは恩給問題である、

尙述ぶべきは變質者に特に飲酒及び「モルヒネ」飲用に耽り易く心身に傷害を受けると健康者よりも重きことである予は小兒に於ても遭難の爲に變質性々格變換の甚しく現れるのを見た、

保護

岡山縣出獄人保護機關聯合會の通常會概況

同會に於ては開設滿一週年の紀念日をトし客月九、十の兩日縣内各保護機關より代表者を召集し岡山市天潮明習館に於て通常會を開き事業成績の概況を報告し併せて協議會を開催し十數件を議了し次で先般輔成會に於ける講習會出席者をして報告を爲さしめたる後當日列席の岡山地方裁判所檢察正、岡山縣警察部長、岡山監獄典獄、岡山縣々會議長、岡山警察署長警視、警察部、保安、警務兩課長より孰れも事業に對する希望と督勵とに關する懇切なる講話あり引續同會よりは別紙希望事項に付詳細説明を與へ注意と勵行を促し最後に各會の實驗談の交換を爲して散會せり

當日の各會代表者の出席は自省會長畠山省三氏外

三十六名にして尙聯合會の希望事項は左の如し

聯合會希望事項

- 一、覆信徒中入監者ある時は可成監獄に訪問し出獄後の保護を與ふべき旨を申掛け訓戒を施し常に連絡を圖るは一面改悛を促す一助たるべきに付勵行せられ度
- 二、前記訪問の機會に於て入監者の素行、家族を初め近隣者の感情並に四圍の境遇を監獄官吏に報告し行刑の參考に資せしむる事
- 三、出獄者の豫報を受けたる時は監獄の保護意見を斟酌し親屬の意見を參考し鄰黨家庭被害者等の融和職業の紹介督勵其他保護方法を豫め諒し置かれ度
- 四、出獄者の性行習癖等は保護通牒に明記せりと雖も或は諍訟又は行刑の結果により變更なきを保せず警察官と意見を交換し過誤なきを期せられ度
- 五、出獄者の家庭訪問は最も必要なるも之が勵行の爲め萬一被保護者の迷惑を感ずる傾向ありと認むるときは同居者又は書面を以て調査報告等便宜斟酌せられ度
- 六、監獄へ引取出頭の際出獄者又は親屬に旅費等の費用を増さしめざる様注意され度
- 七、出獄者の旅費、時衣なき通知ありたる時は迅速に取運はれ度
- 八、出獄者の所持金は旅費を除き他は郵便貯金とし所屬保護會又は町村長へ監獄より送付あるに付濫費を防ぐ事彼等出獄者は久許手段に出て其他誘惑を試みんとせし實例あり警察官町村長と常に打合せ家族親屬等の保護上注意を拂はれ度
- 十六、保護は物質的より精神的に重きを置き監獄に於て扶植せし宗教信念を助長堅實ならしむるは新道の最大要義なりとす殊に注意され度
- 十七、出獄後三、四ヶ月乃至六ヶ月間は最も再犯に陥り易き危險期なれば指導監督上特に注意され度
- 十八、關係官署、聯合會、相互の照會回答、報告は迅速に之を爲く期限の付しあるものは遅延せざる事に努められ度常務理事者の不在の時は代務者に於て前項處理を敏捷ならしめられ度
- 十九、保護に關する學說意見其他有益なる實驗談等は中央保護會機關雜誌に登載し相互進路を開拓すべき資料に供したく原稿を當會迄送らるれば取經め登載の取運を爲す
- 二十、保護會役員、寺院住職會員は前記機關雜誌を可成購讀され度
- 廿一、保護事業の實蹟良好を舉げつゝあるは各位熱誠の然らしむる所と雖も尙一層最善を期せんが爲め各種著書等を播き研究趣味を養成され度
- 廿二、近來檢事局より再犯者に對する保護状況を監獄へ照會あり監獄より各會へ照會ありたる時は可成迅速且つ詳細に報告するの注意あり度
- 廿三、左記各項に洩れなく報告され度

保護

護

數自由拘束の反動として酒色等一時の快樂を貪らんとの熱情なきにあらず出獄者の所持金多きもの却て失敗を招く原因となる注意あり度

九、出獄者の親屬故舊にして其所持金を詐取又は濫費せしめん爲め表面親切な裝ひ甘言以て誘惑に陥れ遂に再犯せしめたる實例あり十分注意せられ度

十、監獄へ引取出頭の時刻は可成早からん事を望む遠隔等の爲め自然遅くるるか又は出頭なき場合は必ず釋放の前日までに其旨豫報せられ度

十一、所管地域内に監獄者保護の通知を受け監獄に出頭し引取なき者に對しては出獄者より來訪するを待たず進て引見するの機會を取られ度往々時機を失し失敗を招く事あり

十二、出獄時に保護を與へざる者は保護事業の範圍外なりとせず保護を必要と認むる時は保護を加ふるの途を講ぜられ度

十三、出獄者には貯蓄心を養はしむる事尤も必要とするも日々の所得と生活機械と貯蓄額に注意を加へられ度極端に之を強ゆるは失敗を招く事あり曾て再入者の内には多額の貯金なし表面を装はんとの考へが犯罪の動機となりし例あり

十四、所管寺院より本部に對し出獄者の狀況報告の洩れざる様され度日報告前に當り警察官と意見を交換し萬一意見を異にせば備考欄に其旨記入され度

十五、在監者の家庭に對し在監者某の依頼を受けたりとて金品の

- 一、會則の變更改正
- 一、會長と役員との更迭
- 一、事務所の移轉

以上明報

- 一、役員集會其狀況
- 一、講演會開催其狀況
- 一、他官衙との交渉要領

一、基金狀況

一、牛期間(四月より)(十月より)の會計決算

一、出獄者の成績概観とすべきものの狀況

一、以上の外事業の概況

以上四月、十月に前六ヶ月間分報告

廿四、成績表作成上左の諸點に注意され度

一、延入員とは左の如く計上するを云ふ

假令は保護開始九月十六日

解除 十一月九日

のもの一人ありせば

延入員は 九月分は十五日

十月分は三十一日と計上す

十一月分は 九日

一、直接保護間接保護中同一人に對し數種の一時的保護をなしたるものあるときは一時的保護欄に各其保護種類に應じ員數を朱書計上する事

- 一、同一人に對し數種の一時的保護のみを加へたるものは主たる種類の欄に朱書計上し其他を朱書計上する事
- 一、要するに一時的保護欄は活動狀態を現はすべきものなり
- 一、計數上に誤謬なき様一層注意せられ度
- 廿五、當會に於ける取扱に關し又は保護通牒書の不備又は記入事項を増すべき必要ありとせらるるい其他希望の事柄あらば申越れ度

○在郷軍人會鹿兒島支部の

出獄人保護事業

曩に高知徳島等二、三の地方に於ては在郷軍人に於ては過て處刑を受けたるものに對する出獄後の保護は在郷軍人會地方支部に於て之れが衝に當るの例を開かれたるが今回帝國在郷軍人會鹿兒島支部に於ても鹿兒島監獄佐藤典獄と協定の上左の方法に依り在郷軍人に限り出獄人の保護に任する事となり此程同支部長より一篇の趣意書を添へ同縣下所在分會長へ宛通牒したりと同地よりの通信に見へたり

軍支發第三一號

出獄者保護ニ關スル件通牒

大正三年十二月一日

帝國在郷軍人會鹿兒島支部長南正吾

分會長殿

出獄者保護ノ目的ヲ以テ別紙ノ趣意ニ基キ今後別紙ノ方法ヲ採リ在郷軍人中犯罪者ノ絶滅ヲ計リ候様致度及通牒候也

追テ典獄トハ協定済ニ付申添候

出獄者保護ノ趣意

出獄者ヲ保護シ改過遷善ノ實ヲ擧ケシムルハ唯當該者ヲ救フノミナラス社會ニ害毒ヲ流ス不良ノ徒ヲ減シ以テ社會ノ福祉ヲ増進スル所以ナリ我カ在郷軍人中ニモ不幸ニシテ未タ犯罪者ヲ絶滅セシムルヲ得ス鹿兒島監獄ニ在監スルモノ常ニ五十人ヲ下ラスト云フ此ノ中ニハ不良度シ難キモノナキニアラスト雖モ唯一旦ノ過ニ依テ牢獄中ニ呻吟スルモノ亦尠カラス然ルニ期滿チテ出獄スルモ世人ノ之ヲ遇スルコト多クハ冷酷ニシテ之ニ向テ職ヲ與

へ居ニ安シ以テ其心ヲ改メシムルニ務ムルコトナク動モスレハ之ヲ厭忌指彈スルノ結果自暴自棄ニ陥リ遂ニ全ク不良ノ徒ト化セシムルニ至ル悲シムヘキコトノ至リナリ

一般出獄者ニ對シテハ之ヲ保護シ救済スルハ他ニ當事者アリト雖モ籍ヲ在郷軍人ニ置クモノニ對シテ在郷軍人會員カ保護救済ノ法ヲ講シ之ヲシテ能ク軍人ノ本分ヲ完フセシムルヲ計ルハ又戰友ニ對スル一責務タルト共ニ在郷軍人全般ノ品位ヲ高メ社會上ノ信望ヲ増加シ以テ平時ニ於ケル報國ノ分ヲ盡ス一法タラスンハアラス之レ別紙ノ方法ヲ設ケ當局者ト聯絡シ以テ此ノ効果ヲ收メント欲スル所以ナリ

出獄者保護方法

- 一、在郷軍人ニシテ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ入監スルモノアルトキハ典獄ハ之ヲ本人所屬聯隊區司令官ニ通報ス
- 二、同上ノ出獄者アルトキハ典獄ハ其放釋期日ヲ

司令官及其所屬分會ニ通報ス
三、出獄者ハ必要ニ應シ本人ヲ聯隊區司令部ニ出頭セシメ訓戒ヲ與フ

四、市附近ノ分會ハ第二項出獄ノ通報ヲ受ケタルトキハ適當ノ保護者ヲシテ迎ヘシム

五、出獄者歸宅スレハ分會ハ分會長或ハ其ノ他ノ高級者ニ於テ訓戒ヲ與ヘ或ハ附近ノ高德者ヲ招キ其ノ訓話ヲ聽カシム

六、出獄者ハ直ニ職業ニ就カシメ本業ナキモノハ就職ノ便宜ト自活ノ道トヲ與ヘ衣食ニ窮スルコトナカラシムルト共ニ常ニ獎勵監督ヲナシ其交友ヲ選ハシメ其努力獎勵ヲ促シ次ヲ速カニ其ノ社會上ノ信用ヲ恢復スルヲ計ラシム

七、入監セサルモノト雖モ處刑セラレタルモノハ常ニ適當ナル訓戒ト補助ヲ與ヘ其ノ奮勵ヲ促シ以テ社會ノ信用ヲ恢復スルヲ計ラシム

○中津各宗教護會免囚保護講演會の概況

町村長、各學校長、各駐在巡查、辯護士、各宗僧侶、實業家、各町村有志等諸方面を網羅し聽衆約四百餘名にして極めて盛會なりしと、

○東豫佛教保護會の近況

愛媛縣東豫佛教保護會の幹部は藤田會長及び仲西庶務、入江會計、乘元講演部の三幹事にして前會長瀬川僧正は在任中事業に貢獻する所尠少なからず將來一層の努力を期待し居りしが去る八月上旬俄然眞言宗大本山御堂派仁和寺の執行に當選し已むことを得ず會長を辭退せられたるは正會員一同の遺憾とせし所なりしも後任會長藤田師も眞言宗聯合法務所保護課主任として本山に勤務の際に能く各地の慈善事業を巡視し亦た昨年は中央保護會の講習兼協議會に出席せし等斯道の見聞極て博く且つ徳望家なれば會運の發展には好都合なる由尙同會は本春以來再三總會を開催し地方顧問なる判檢事郡長警察署長分監各位の出席を乞ひ種々協議

大分縣下中津各宗教護會に於ては免囚保護思想普及の目的を以て大分地方裁判所檢事正日高實容氏並に大分監獄典獄住江敬義氏を招聘し去る十月十五日午後一時より中津町下毛郡立高等女學校講堂に於て免囚保護講演會を開催せり當日定刻に至るや同會理事一華孝傳師は起て開會の挨拶を爲し終て古野分監長登壇先づ犯罪の社會に及ぼす害毒より説き起して免囚保護の必須なる所以を述べ次に山口檢事は刑事政策の主意を具體的に陳べ日高檢事正は職務上及社會上より免囚保護の緊要なることを痛論して現今の實狀に及び極めて通俗平易に詳述し最後に住江典獄は時局と免囚保護の必要を數多の例證を藉りて精細に述べ踵て郡長代理辛島郡視學は閉會の挨拶を兼ねて所感を述べ何れも聽衆に尠からず感動を與へて午後五時散會せり當日の參會者は村部中津區裁判所判事、堤豫審判事、今澤一等主計正、加藤中津警察署長を始め裁判所、警察署、中津分監、郡役所、小林區署職員郡内各

の結果經濟的基礎を鞏固にせん爲め差向き二千圓の資金積立方法を約定し各寺院の受持區域を立て普く一般會員の勸募に着手し去る九月下旬顧問新居郡長植田延太郎氏は町村役場に對し贊助方通牒を發せられ幹部に於ても今回重て熱烈なる趣意書を發表し頻りに活動せる趣なるが各寺住職は孰れも熱心にして正會員として毎年規定の會費を納むる外に更に特別寄附を爲し既に五圓以上の申込済の者は左の如しと同地よりの通信に見えたり

一金五拾圓 新居郡神戶村前神寺住職阿部順雅 一金拾圓
同郡飯岡村王五森寺住職瀬川大慈 一金貳拾圓 同郡水見郡吉
祥寺住職藤田智空 一金貳拾圓 同郡西條町妙昌寺住職仲西順
延 一金拾五圓 同郡大町村大念寺住職正木深門 一金拾五圓
同郡玉津村西福寺住職堤大演 一金拾圓 同郡福玉村金剛院
佐藤明義 一金五圓 同郡荒川村大福寺住職尾池深惠 一金五
圓 西條分監 教護師藥元達滿

○鹿兒島保護協會の一新例

鹿兒島縣下にては鹿兒島市を中心とし縣下各所に設立せる報德會なるものあり教育勸語戊申詔書の

御主旨を經とし敬神奉佛を緯とし私徳を養ひ公徳を重んずるの趣旨を以て隨時會合し時々或は諸名士を聘して修養談を請ひ或は會員互に公德私徳に關し實行問題を議する等社會風教上裨益する處尠なからざる由なるが此程佐藤典獄より幹部の人士に交渉あり出獄者をも同席し講演を聴取せしめ善道に誘致する事に盡力を得たき旨協議せられしに幸ひ幹部も其意を諒として快諾を與へたるより先月二十一日を初回とし先づ保護協會に於ける被保護者を參列せしめしに感化上大に益する所ありしを以て尙將來引續實行することに協定せりと保護事業の趣旨出獄者をして社會に同化せしむるにありとせば是等の企は斯業の一新例として歡迎すべきことと思はるゝなり

○尾道保護會發會式

廣島縣尾道市各宗寺院の發起に係る尾道保護會は曩きに社團法人組織の認可を得十一月三日新嘗祭

を卜し尾道市天寧寺に於て同會の發會式を舉行せり當日午後一時開會太田垣副會長開會の辭を述べ發起寺院一同佛前に座し祝聖を唱へ佐伯會長同會設立の趣旨を報告し廣島監獄石井典獄、西村尾道市長の祝辭あり太田垣副會長の答辭ありて一先づ式を了したる後時恰も當地方を巡錫中の泉涌寺派管長同會に臨場ありて、一般來聽者に對し法話せられ次て石井典獄の斯業に關する有益なる講演ありて參會者に茶菓の饗應をなし午後四時散會を告げたり來會者は裁判所判檢事廣島監獄典獄、市長警察署長、學校長、地方有志貳百餘名にして極めて盛大なりき猶當市の富豪にして慈善の開高き橋本吉兵衛氏は當日同會の基金中へ貳百圓を寄贈せられたり

彙報

●受刑者の横死

客月二十二日午後七時頃三池監獄出役場

宮ノ原坑内に於て忽然天井附著の岩石樺木と共に崩落し恰も同坑内東五十六片部内六十五片より三十六片に於て就役中の受刑者徳熊太郎の三名は爲に全身埋没せられ又無期懲役野間繁松懲役九年眞鍋宇藏及懲役十一年三月河合勇吉の三名は岩石樺木と共に墜落負傷したり或護看守は之を見て大に驚き直ちに他の受刑者を奮勵して奮力之が救助に励めたるに前記小太郎は岩石の爲め既に壓死を遂げ次郎は重傷の爲め人事不省に陥り居りたるを以て取敢へず病監に收容手當を施したるが憐むべし遂に死亡し其他の四名は各數ヶ所に打撲損傷の重輕傷を受けたるも何れも幸にして格別

●物干繩を利用して逃走

神戶監獄在監受刑者徳島縣三

好郡池田町竊盜罪懲役三年川崎友太郎は豫て肺結核症の爲め獨居監房に收容加療中の患者月十二日午後八時より十時迄の間に於て着用の綿入長衣を脱して之を蒲團の中に挿入し恰も人の寢臥し居るが如く擬装し前面格子の間より手を差出して錠を開き(合鍵を使用したるものと推定)房外に脱出後錠は之を元の如く閉鎖し置

き豫て準備し置きたる棕櫚繩を木片を以て製作したる繩梯子を外圍に打掛け踰越逃走せり然るに立番看守は防寒の爲め監房格子の内部に高さ約四尺位の反古紙を貼付しあると疑察さ格子との間に高さ約四尺の衝立(蔑子張)を置けることにより視察容易ならざりし爲め之を發見する事を得ず逃走後八、九時間を経過したる翌朝起床の際に至り始めて逃走の事實を知りたるものにして右繩梯子に用ひたる棕櫚繩は物干繩にして前日蒲團を乾燥せる際看守の隙を窺ひ竊に之を房内に持込み尙房内空氣乾燥の所に打付けありたる本片を取りて之に結束したるものなり

●留置場で緋首

竊盜横領等被告事件に依り前橋監獄に入

監中の群馬縣新田郡島之郷村石川庄作は客月二十日前橋區裁判所の召喚により出頭し公判終了後留置場に拘禁中同日午後一時四十分頃看守の隙を窺ひ自己使用の三尺帶を着席したる儘にて頸部に纏束し其兩端を自ら引き緊めて緋死を圖り之が爲め一時は其傷に倒れて人事不省に陥りたるを看守の發見する所となり應急手當を加へたるが幸に間もなく覺醒したり緋首の原因は同日公判の際檢事より懲役一年の求刑ありたる爲痛く之を悲觀し自殺の念を起したるものなり

●環血病患者の發生

本年夏期に於ける連日の炎暑は多くの蔬菜を枯死せしめたりしが神戶監獄姫路分監に於ては之が爲め同分監畑地よりの收穫皆無となり従て本年八月以來在監人に給與する野菜の量漸次減少し九月に至りては最も甚だしきものあり

しが果然十月初旬より瘰癧病患者の發生を見るに至り、爾來人員漸次増加し、客月四日に至るまでの間に於て、病監に收容したる者十五人、輕症として就醫せしめたる者百二十九人の外、瘰癧に該症を併發して斃れたる者九人に及びたるが、其症狀は全身肉體、胸内苦悶、齒根の炎症、肢に於ける浮腫、皮下出血及疼痛等に於て、同分監に於ては之が豫め救済の方法として、新鮮なる蔬菜を給與して其主因を排除せるは、勿論該症に最も効力ありとせる馬蹄薯並に大根、チロシを給する等、深き注意を拂ひたる結果、漸次瘰癧に向ひ新患者の發生を絶つに至り。

●便所窓より脱走

高知監獄執行中の受刑者高知縣香美郡岸本町強盜未遂罪四犯、懲役三年九月、島中丑太郎は性質粗暴にして、宿習に長け、殊に逃走に妙を得たる者にして、曾て同監より逃走したる事あるを以て、豫て戒護に深甚の注意を加へ、昨年六月以降、獨居拘禁に付し、觀察中の農務省の狀を認めたるを以て、本年六月獨居拘禁を解き、工場に出役せしめたり。然るに客月十一日工場に於て同囚を檢打せんとしたる科により、減食三日の言渡を受けたるより、逃走を決意し、同日午後二時四十分頃看守の許可を得て上圍し、竊に上部の臭氣抜窓口の格子一本を外部に突き外して脱出し、女監東側の板塀より外圍土塀に攀登り、踰越するや、直ちに上衣を脱して、牛身裸體の儘疾走せり。折柄通行人ありて之を認め、門衛看守に斯く告げ、同時に工場に於ても又同囚が逃走せるを覺知したる他、囚が之を看守に申出でたる爲め、何れも之を戒護部に急報し、戒護部は直に追跡の

手配を爲したりしが、一面同囚が逃走の通路に當る川岸端に居住し、當日恰も非番在宅中なりし、大山看守は隣人より逃走因あることを聞知し、平服の儘即時急追し、市外鏡川南岸に達したるを、折よく通行人ありて其行路を遮りたる爲め、遂に同看守の捕縛する所となり、直ちに檢事へ告發せらる。

●腸室扶斯患者の發生

客月七日東京監獄より、東京監獄へ移監したる受刑者埼玉縣北葛飾郡吉川村、賭博罪懲役二月、相田芳松は、同月九日健康診察の結果、體温三十九度に昇騰し、左右兩肺下葉に氣管支加答兒の症狀を呈せるを發見し、問診せるに、同囚は東京監獄に監申客月二日頃より、寒胃の氣味にて、時々惡寒發熱往來し、食慾不進、四肢倦怠を覺ふしも、敢て意に介せず、荏苒今日に至れりと云ひ、病囚甚だ疑はしきものあるより、病監に收容觀察を遂げたるに、腸室扶斯に類似せるを以て、越て十二日、藥液注射を試みたる結果、該症を確定し、嚴重に豫防消毒を施行せりと云ふ。

●宮城監獄の火災

客月十三日午前一時四十分頃、宮城監獄構内南端に位置せる石炭置場より火を發したるが、折柄巡警中の看守之を發見し、非常警報を吹き、看守の來援を求め、直ちに駆けつけたる看守をして、急を戒護部に報せしめ、同看守は疾驅して石炭置場に至りたるも、入口の施設堅くして入る能はず、是に於て、決然其戸を破りて内部に突入したるに、「トロ」上に置けるベンキ塗用の罐數個より、鐵心に紅燭を吐きて、屋根裏に燃え移らんことを以て、側にありたる竹箒を揮て火を拂はんとしたるに、力及ばず、然るに一面急報に接

したる戒護部に於ては、直ちに休職中の看守を現場に急派するも、共に職員、非常召集を行ひ、且つ唧筒を搬出して消防に努力したれども、時既に火勢倍々熾んとして、少數看守の力にては到底防火の見込みなきより、豫て消防に指定しありたる受刑者五十一名を出房せしめて、消防及び物品の搬出に當らしめたるが、時に應召職員も又順次相譯て登臨し、且つ煙を監視せり。職員は應援ありたる爲め、煙置四棟は遂に之を烏有に歸せしめたるも、之に近接し居りたる味噌醬油罐、造庫並に教誨堂は、幾に延焼の炎厄を免れ、大事に至らずして、同日午前二時三十分頃、火を焼失物置に共に、小屋杉皮葺間口四間、奥行拾貳間にて、加ふるに各棟の間隔僅に六尺に過ぎざるを以て、發火するや、十數分にして、悉く燃え移り、殆んど消防の遠かりし程に、一時火勢は猛烈なりしを以て、監内の警戒を嚴密にし、以て萬一に備へたるが在、監者は極めて靜肅にして、何等喧嘩に涉りたる事なく、殆んど平素と異なる所なりし由、因に發火の原因は不明にて、取調中なれども、損害額は總計約壹千貳百六拾餘圓なり。

●病監一時空屋となる 一宮城監獄にては、從來在監の患者比較的多數にして、一般衛生狀態不其の時代ありし由なるが、昨春以來、警員は勿論、一員一同、銳意に監内の健康保全に努め、先づ衣食住の改善、糞尿に申すに及ばず、小に制製、入浴、運動等の如きより、大に宏大なる、建物の大消毒に及び、監中一般の清潔法勵行等、少なくも衛生に關することは進んで、之が實施をなしたるに、其成績頗る佳良にして、目下七百五十名前後の在監囚あるに、拘はらず、日々の受診者は僅に

十名前後にして、輕病患者亦た二十數名に過ぎず、而して病監の休養患者の如きは、次第に減少して、現在一名も之れなきの狀態に到達せり。實に同監開設以來、未曾有の事蹟にして、俗に七、八十名を收容し得べき一大病監は、爲に一時空屋となり居れりと。

今兩三年來の十二月末日、病監患者の人員を總括し、大正元年には三拾五名、大正二年には拾六名あり、而して大正三年六月三十日の現在に拾三名にして、本年十一月二十日は皆無なる由、洵に歡ぶべき現象なりと謂ふべし。

●松山監獄西條分監の追弔法會

同分監に於ては、去る九月廿七日午後一時より、在監死亡者秋津追弔法會を舉行せしが、當日は東條佛敎保護會正會員八ヶ寺住職出席あり、豫て教誨堂佛前に、男女二回に分ちて、鄭重なる香華其他の供物を爲して、導師なる乗元、教誨師は法服七條を着用し、各大眾と共に讀經を誦み、終て加藤分監長の朗切なる追悼文朗讀あり、尋て藤田東條佛敎保護會々長は、懇篤明快なる講話を爲したるに、孰れも襟を正し、しし耳を傾て中には、感涙を浮へたるもありて、大に感動せし模様ありし。

●德島監獄入佛式

德島監獄に於ては、從來女受刑者の教誨は、工場の一部を充用し來りたるが、今般本派本願寺より、新に宮殿須彌壇の寄贈を受けたるを以て、男監教誨堂に之を備へ、又一面本年度が監工場修繕を機とし、同工場二階の一部を、劃し、新に女監教誨室を設けたるを以て、在來男教誨室に安置しありたる、宮殿を茲に移すの計畫あり、去十一月二十三日を卜し、男女各別に入佛式を舉行せり。

日は一同着席するや典獄の告示ありて後樂樂聲僧侶數名入場勸行を了し典獄の焼香并に式辭の朗讀あり教務主任并に受刑者總代焼香終りて式後懇切なる教誨ありしが場内の靜肅なること恰も水を打たるが如く一般受刑者に對し非常に感動を與へたり

●落家の病死 廣島監獄看守稻井兼之助氏は後て格勸家の聞へりしに客月十八日午前中に出勤せんとせし際俄然腸管捻轉閉塞症に罹り種々醫藥を加へたるも篤篤に陥り遂に死去せり氏は二十四年間在職始終一日の如く専心職務に盡し又他事を顧みず毎に格勸家として同僚間に敬重せられ大正二年十一月東京毎日新聞社の多年同一業務に勤続したる人士の表彰會を催したる當時氏も被表彰者の一人として其篤行を嘉獎せられたることあり實に監獄官吏の模範たりしに今や亡し享年五十四歳惜しむべきなり

●休職官吏の俸給計算方の件 休職を命

せられたる官吏が其休職の發令を知らずして依然勤務したる間に於ける俸給は休職前の俸給即ち減額せられざる俸給を基礎として日割計算すべきや或は休職俸給即ち減額せられたる俸給を基礎として日割計算すべきやと謂ふに付き實務家間に多少疑問とする向ある由なるか之に對し司法省會計課の一吏員は語りて曰はく右は前段の見解を相當と

す蓋し高等官官等俸給令第三十三條第二項判任官俸給令第十四條第二項に依れば休職は減俸と看做し發令の翌日より休職俸給に依り日割計算すべき趣旨なるも本問の如く休職を命せられたる官吏が其休職の發令を知らずして依然勤務したる場合に於ては休職發令より其辭令受領の當日までは休職前の俸給に依り日割計算すべきものと解するを相當とす而して右休職官吏に對する俸給の支出證據書には休職の發令を知らずして發令後も勤務せしを以て發令後辭令受領に至る何日間は休職前の俸給に依り日割計算を爲したる趣旨を附記するを相當とすと云へり

●俸給減額の官吏退官死亡の場合に於ける俸給支給額 司法省會計課員は語りて曰はく高等官官等俸給令第三十四條判任官俸給令第十四條第二項文官俸給支給細則第二條第一項に依れば官吏が退官死亡等のときは當月分の俸給全額を其際支給する規定なるが病氣の爲め職務せざる

こと九十日を超へ又は私事の故障に依り職務せざること三十日を超へ月俸を減給せられたる官吏が退官又は死亡等の場合には其減給に係る當月分の全額を支給すべきや或は減給せられざる當月分の全額を支給すべきやに付き疑問とする向あるか如くなれども右は減給に係る當月分の全額を給與するを相當とす(文官俸給支給細則第七條參照)と聞くか儘を之に據く

●高等官官等俸給令第三十五條と轉任

高等官官等俸給令第三十五條に休職廢官退官の者事務引繼殘務調理の爲め特に命を受け事務に従事する場合に於ては其の間仍從前の年俸を給すとあるの規定は轉任の場合には準用し得ざるものとす

○司法省監獄公文

○監獄事務分掌及監獄官會議ニ關スル規程改正ノ件

司法省
監獄局監秘甲第三七號(大正三年十一月各監獄)
(典獄宛司法大臣訓令)

大正二年五月司法省監秘甲第四〇號訓令監獄ノ事務分掌及監獄官會議ニ關スル規程第十條第三項ヲ左ノ如ク改正ス
第一項ニ掲ケタル主任ハ之ヲ兼攝セシムルコトヲ得但會計主任ト用度主任トハ互ニ兼攝セシムルコトヲ得ス
右訓令ス



同 (德島) 林 常太郎
給八級俸依願免本官(各通)
看守長(東京) 芳村 重次
同 (和歌山) 永廣松之助
給九級俸依願免本官(各通)
給月俸廿七圓
看守長(前橋) 宮下 啓助
同 (千葉) 木村政太郎
同 (松江) 田村 長重
同 (宇都宮) 高木 貞之
同 (京都) 田中定太郎
同 (金澤) 堀 安太郎
同 (佐賀) 山口 増藏
給月俸三拾三圓
同
給月俸三拾八圓
依願免本官(各通)
看守長(大阪) 竹村 兼吉
同 (山口) 山崎 千吉
同 (長崎) 蒲原儀一郎
同 (宮崎) 森 宗八
依願免本官(各通)
看守長(横手分監) 山口 荒治
同 (高知) 堀谷儀次郎
同 (樺戸) 林 岩次郎
司法屬 小林 一郎
名古屋監獄勤務ヲ命ズ給十級俸
看守長(樺戸) 川村 次郎
宮城監獄仙臺分監長ヲ命ズ

樺戸監獄勤務ヲ命ズ
宇都宮監獄勤務ヲ命ズ
兼任司法廳監獄局勤務ヲ命ズ
司法大臣官房職員課業務ヲ命ズ
徳島監獄勤務ヲ命ズ給七級俸
大阪監獄勤務ヲ命ズ給五級俸
任看守長山口監獄勤務ヲ命ズ給月俸廿七圓
同 (浦和) 須賀井謙吉
同 (秋田) 佐藤 信道
血獄補 渡邊 新平
司法屬 渡邊 新平
看守長(大阪) 今井 決
看守長(徳島) 杉谷 熊吉
看守 (浦和) 林 鼎三



會 報

○監獄協會々報

本會々則第十一條ニ依リ贈與ヲ要スル場合ニ於ケル地方部長ノ御報告往々遅延ニ相互リ候向有之整理上差支候ニ付可成迅速ニ御取計相成候様致度尙判任官以上ノ休職ノ場合ニ就テハ休職満期ヲ待テ御報告之向モ候得共休職ノ場合ハ退職ト同一ニ看做シ打切ル取扱ニ致居候間休職ノ際は又速ニ御報告相成候様致度候也

大正三年十二月 監獄協會

各地方部御中

○贈與金

本會々則第十一條に據り客月中元典獄補玉川吉太郎氏外四拾八名に對し夫々九圓以下の金員を贈與せり

○輔成會々報

○其後の加盟保護會

府縣別	稱名	所在地	代表者	保護方	保護區
山梨	北部留部出獄者保護會	北部留部會長渡邊茂三	間	接	北部留部

○保護會の事務引繼

山口縣下富津田授産場は今回設立せられたる玖珂郡修道義會へ事務の引繼を爲せり

○最近廣島縣下に於て創立せる出獄人保護會(前號の續き)

會名	所在地	保護區域	主管者氏名
三次同仁會	三		
博仁會	双三郡川地村	川地村一圓	支部長 薙得 震

君田支部	同郡君田村	同	安部智證	小田村保護會	同郡小田村	同	小田村一圓	同	福岡最勝
布野支部	同郡布野村	同	北條覺忍	坂村保護會	同郡坂村	同	坂村一圓	同	安部健理
板木支部	同郡板木村	同	松茂越遊	長田村保護會	同郡長田村	同	長田村一圓	同	富島俊城
一味會	同郡田幸村	同	福岡廓猛	有保村保護會	同郡有保村	同	有保村一圓	同	伊藤良雄
庄原支部	比婆郡庄原村	同	金近相瑞	川根村保護會	同郡川根村	同	川根村一圓	同	武田壽登
和合會	同郡東城町	同	村上英雅	根野村保護會	同郡根野村	同	根野村一圓	同	高雄照須
西城支部	同郡西城町	同	寺川壽正	戶島村保護會	同郡戶島村	同	戶島村一圓	同	福島恭敬
高田支部	高田郡吉田町	同	寺川壽正	北村保護會	同郡北村	同	北村一圓	同	毛利鏡寬
北備倫善會	同	同	寺川壽正	三田村保護會	同郡三田村	同	三田村一圓	同	高橋正善
廣濟會	同郡吉舍村	同	米田武八郎	三田村保護會	同郡三田村	同	三田村一圓	同	檜崎基信
萩原村積善團	同郡萩原村	同	桐尾佑仙	三田村保護會	同郡三田村	同	三田村一圓	同	芝田道教
八次村博仁會	同郡八次村	同	世良善照	領家村保護會	同郡領家村	同	領家村一圓	同	渡邊唯四郎
八幡村至道會	同郡八幡村	同	後藤善三	矢野村保護會	同郡矢野村	同	矢野村一圓	同	濱野文隆
三坂坂村保護會	同郡三坂坂村	同	飯尾日曉	清護會	同郡清護村	同	清護村一圓	同	十代田治右工門
大正矯正會	比婆郡八鉢村	同	松尾保	上川村保護會	同郡上川村	同	上川村一圓	同	伊達徳市
可愛村保護會	高田郡可愛村	同	秋田繁盛	田總村保護會	同郡田總村	同	田總村一圓	同	山名攻登
高原村保護會	同郡高原村	同	靈山俊嶺	新坂村保護會	同郡新坂村	同	新坂村一圓	同	田中大榮
刈田村保護會	同郡刈田村	同	天清藤亮	豐松村保護會	同郡豐松村	同	豐松村一圓	同	小坂正夫

[illegible]

橫島村 保護會	同郡 橫島村	同	村上界二	山廻村 保護會	山廻村 保護會	同	坂田 謹
津久志村 保護會	世羅郡 津久志	同	毛利崇知	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	熊野俊雄
神田村 保護會	同郡 神田村	同	福間義藏	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	猪野重亮
東大田村 保護會	同郡 東大田村	同	長岡普行	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	山田一清
廣定村 保護會	同郡 廣定村	同	曾我寂湛	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	村上敬造
上山村 保護會	同郡 上山村	同	毛利善行	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	吉川泥垣
小國村 保護會	同郡 小國村	同	後藤 東	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	前田四郎
吉川村 保護會	同郡 吉川村	同	長壽 彦	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	吉岡多平治
三川村 保護會	同郡 三川村	同	吉澄 峰	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	福島大亮
東村 保護會	同郡 東村	同	原田一二	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	青木俊道
津名村 保護會	同郡 津名村	同	朝日義安	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	長尾金太郎
御調 保護會	同郡 御調	同	小島秀哲	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	野間徳太郎
南生口村 保護會	同郡 南生口	同	高間清綱	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	登世顯點齋
竹原町 保護會	同郡 竹原町	同	飯田淳心	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	武田法全
廣村 保護會	同郡 廣村	同	滿田猛法	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	山村松之助
中黒瀬村 保護會	同郡 中黒瀬村	同	永井知純	山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	
三津口村 保護會	同郡 三津口村	同		山廻村 保護會	同郡 山廻村	同	

勝友 叢書 共同生活

上下貳編

菊版二百五十五頁
實費郵送料共 金 參拾 錢

本書は在盛人看讀用として本會が特に編者と圖り發行せるものなれども一般世人殊に社會事業に従事せらるゝ人の讀物として有益なり

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊版百五十八頁
實費郵稅共 金 三拾六 錢

著者ハ多年監獄局ニ在勤シ指紋事務ニ精通セルモノニシテ本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セルモノナレハ實務家ノ好指針タルハ勿論指紋法研究ニ從事スル人士ヲ益スル所アルヤ明力ナリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度並ニ救濟事業

菊版百三十五頁
實費郵稅共 金 貳拾四 錢

著者ハ多年意ヲ社會救濟事業ノ研究ニ潜メ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ本書ヲ編述ス本邦未タ救濟事業ニ關スル著書ニ乏シキ此際必スヤ讀者ヲ裨益スル所尠カラサルヘシ

發行所

監獄協會

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、
場合ノ注意

口座番號
東京貳五〇五九番

加入者
監獄協會

大正三年十二月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人 東京府豐多摩郡大久保町大字
編輯人 伊藤 俊光
印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
印刷所 東京市麹町區下六番町十七番地
印刷所 東京市麹町區西日比谷町壹番地
發行所 東京市四谷區愛住町二番地
賣捌所 東京市四谷區愛住町二番地
監獄協會